



# HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ザクセンシュピーゲル・レーン法邦訳（17）－アウクトル・ヴェートゥスとの比較・対照をも兼ねて－
Author(s)	石川, 武; ISHIKAWA, Takeshi
Citation	北大法学論集, 55(3), 380-338
Issue Date	2004-09-15
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/15308">https://hdl.handle.net/2115/15308</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	55(3)_p380-338.pdf



# ザクセンシュピーゲル・レーン法邦訳 (17)

— アウクトル・ヴェートゥスとの比較・対照をも兼ねて —

石 川 武

## 目 次

### 凡 例

主要文献略語表

はじめに

ザクセンシュピーゲル・レーン法

巻頭言～6・2	(以上51巻5号)
7・1～13・3	(以上51巻6号)
13・4～19・2	(以上52巻1号)
20・1～24・9	(以上52巻2号)
25・1～26・8	(以上52巻3号)
26・9～32・4	(以上52巻4号)
33・1～38・3	(以上52巻6号)
38・4～42・2	(以上53巻1号)
43・1～47・1	(以上53巻2号)
47・2～52	(以上53巻3号)
53～56・3	(以上54巻3号)
56・4～57・4	(以上54巻4号)
57・5～59・3	(以上54巻5号)
59・4～61・2	(以上54巻6号)
62・1～65・3	(以上55巻1号)
65・4～65・13	(以上55巻2号)

65・14～65・21

(以上本号)

65・22～

(55巻4号以下)

おわりに

**65・14<sup>1)</sup>** <sup>a)</sup>太陽が沈んで (*under geit*) その日 (=昼間、日中) が終ると (=ないし、終わった時は)、<sup>2)</sup> その (=問責されるべく召喚された) 家臣はもはや (ないし、それ以上)、主君の (問責を受ける) ためにレーン法廷に出頭する (ないし、している) (*to lenrechte to stande*)<sup>3)</sup> 義務がなく、また彼の (他の) 家臣たちも、(主君のために) 判決を発見する (*ordel to vindende*)<sup>4)</sup> (義務はない)。<sup>a)・5)</sup> <sup>b)</sup>しかしながら、主君の (=主君による) 問責が (それまでに) 終わっていないならば、彼 (=主君) は、判決をもって (=判決を得た上で)、そこで問責されている者に14夜後に (次の) 裁判期日を定め (て彼を改めて召喚する) (*jeneme degedingen*)<sup>6)</sup> ことができる。<sup>b)・7)</sup>

**AV 2・16 (冒頭)<sup>1)</sup>** 太陽の出現から下降まで (の間) は (*Ab ortu solis usque ad descentum*)、(レーン法廷の) 審理 (*placitatio*)<sup>9)</sup> を始めることが許される。<sup>10)</sup>

- 1) Text (Ssp.-Lnr.), S. 86 の Fn. 73 は、このレーン法65・14について AV 2・16の参照を求めている。確かに、レーン法65・14の冒頭、(*Alse*) *de sonne under geit* の件は、AV (2・16、註・8の箇所) の *solis (usque ad) descensum* の語と紛らわしいが、この点を除くと両条項にはまったく共通点がない、というだけでなく、「レーン法」の *de sonne under geit* と AV の *solis descensus* の語も、(少し立ち入って検討してみると) それぞれ別なことを述べていることが判る。したがってこのレーン法65・14は、(AV 2・16に対応する条項ではなく)、すぐ前のレーン法65・12と65・13と同時に、「レーン法」で (新たに) 補足されたもの、と見るべきであろう。特にその点に注意して次註以下の訳註における検討を参照されたい。
- 2) ここまでの件 (全体) が (具体的には) 「日没 (時)」のことを述べており、したがって、(前半の) *de sonne under geit* は「太陽が沈む (=没する)」の意であることは、(後半の) 「(その) 日 (=昼間) が終る」という (AV には見られない) 文によって、誰の目にも明らかであろう。この点については、後註・5と7、および、8と10をも参照されたい。

- 3) *to lenrechte stan* の語は、(石川「ラント法とレーン法」、1612頁、および、(それへの) 註・32で検討しておいたように)、本条のほかにも後出レーン法66・5 (=AV2・34) と67・4 (=AV2・40) にも姿を見せるが、いずれも、「(主君から問責される) 家臣が(主君から召喚されて)(レーン法廷に)出頭する」ことを指している。このレーン法65・14においては、この語の主語は(単数の) *de man* であり、しかもこの件にひきつづき、(これとは別に)「(複数の) *sine man* も判決を発見する(義務はない)」、と述べられているから、この語がレーン法廷における(「判決の発見」を通じて、その) 審理に協力する (*lenrechtes plegen*) 義務を含んでいないことは明らかであろう。この点については後註・10、および、後出レーン法66・5 と67・4 の用例についての検討をも参照されたい。
- 4) *ordel vinden* の語については、前出レーン法65・10 (=AV2・14・前半)、註・8を参照されたい。本条(この箇所)の *ordel vinden* の語も、「賛同」をも含めた広い意味で用いられている、と解される。
- 5) ここまでの a-a の件は、前註・1で指摘した問題との関連で、できるだけ(私見に有利な)結論を先取りしないように(=具体的には、できるだけ AV2・16(冒頭)の一文の論旨に近いように)、本文においては *mer* の語を「もはや」、*to lenrechte stan* の語を「出頭する」と訳し(「それ以上」、および、「出頭している」は補訳にとどめ)ておいたが、仮にそれ(=a-aの件)を AV2・16(冒頭)の一文と(基本的に)同旨のことを述べていると理解しようとすれば、(少なくとも)さらに *under geit* の語を「沈み(=傾き)ははじめ(る)」と解するだけではなく、*dach* の語も「(真)昼」(=*middach*)と解さなければならなくなる。しかし、後続の b-b の件は、こうした解釈にとってさらに決定的な障害になるであろう。(この点については、後続の b-b の件を、後註・7で述べることと併せて参照されたい)。
- (なお、ラント法3・61・4には、「参廷(=裁判集會に参集する)義務を負うすべての者は、そこに裁判官が居るならば、太陽が昇ってから正午まで(*to midden dage*)、*gerichte* を待たなければならない」、という規定があるが、念のために一言しておく、これは(ラント法上の)裁判集會の開廷にかかわるものであり、「邦訳」(310頁)の「裁判」は(そのことをより明確にするために)「裁判集會(の開廷)」と補正しておきたい。
- 6) *jm. degedingen* の語については、前出レーン法65・3 (=AV2・1、2・2)、註・4、および、(そこでも挙げた)レーン法18、註・2を参照されたい。なお、上掲・邦訳でこれを「(次の)裁判期日を定める」と訳し、「彼を改めて召喚する」を補訳に廻したのは、本条がレーン法廷(の審理)の「延期」にかかわることに配慮したからである。
- 7) ここまでの本条の後段(b-bの件)は、(主君の問責が終っていないならば、「彼は、判決をもって、そこで問責されている家臣に14夜後に裁判期日を定め(て彼を改めて召喚する)のだから)、主君による問責(の審理)はすでに開始されており、しかもそれが(定められた時刻までに)「終っていない」場合に、(その=最初の裁判期日の最

後に)主君の取るべき措置について述べていることは明らかであり、このb-bの件とのつながりからも、本条の前段(a-a)の件(全体)、(特にその冒頭(註・2まで)の「太陽が *under geit* (=沈み、その姿を没して) その日が終ると」の一文)は、主君による問責の審理の「開始」(=レーン法廷の「開廷」)ではなく、その日の審理の「終了」(=レーン法廷の「閉廷」)の時刻)にかかわる、と解さなければならないであろう。

これに対して、(前註・1で述べたように、エックハルトがこの条項に関連して——その対応条項として? —— 参照を求めている) AV 2・16の冒頭の一文(註・8までの箇所)には、*ab ortu solis usque ad descensum* という表現が姿を見せる。AVではひきつづき「(レーン法廷の) 審理を始めることが許される」と明記されているから、これがレーン法廷(の審理)の開始(=いつからいつまでレーン法廷を開廷することができるか)にかかわることは明らかであろう。このうち(*solis*) *descensus*の語は、Text (AV I)のGlossar (S. 128)では *Untergang* (der Sonne) と訳されており、「レーン法」の *under geit* の語と(いささか)紛らわしいが、前出 AV 1・133(後半)(=レーン法65・2)では、「午前中 (*ante meridiem*) (であれば) … (主君は) レーン法廷の審理 (*beneficialis placitatio*) を始めることができる」、とされているから、AV (2・16の冒頭)の(*solis*) *descensus*の語は、「(レーン法)の *undergan* のように「日没」を指すのではなく「太陽の下降」(=「太陽が傾き沈みはじめる」)を指す、と解さなければならない。

(なお、*ad solis descensum*の語は、後出 AV 2・18 (=レーン法65・16)と2・21 (=65・18の冒頭)にも、—— いずれも主君ないしレーン法廷が(召喚された)家臣の出廷を待つべき限度として—— 姿を見せるが、「レーン法」ではそれに対応する箇所はいずれも *wante de sunne neder ga* (od. *geit*) となっていて、*descensus*の語に対応して—— *undergan*の語ではなく—— *nedergan*の語が用いられているだけでなく、そのうちの二箇所(=レーン法廷65・16)では、それにひきつづき「すなわち、*to middage* (=正午まで)」と補足されている)。

さらに、本条の直後につづくレーン法65・15の冒頭には、「午前中 (*vor middage*) であれば、主君は彼のレーン法廷(における) 審理を始めることができる」、という AV 2・16の冒頭の一文(から、「太陽の出現から」の語が省略されただけで、それ)に対応する記述も姿を見せる。また、このレーン法65・14で扱われているレーン法廷の「延期」は、直前の(いずれも AV に対応条項のない)レーン法65・12と65・13で扱われていた問題である。これらの点をも考慮に入れると、このレーン法65・14は、直前の65・12や65・13と同時に、「レーン法」で新たに補足されたものであって、(エックハルトが参照を求めている) AV 2・16とは(まったく)別なことを述べたものである、ということは明らかであろう。なお後註・10をも参照されたい。

8) 前註・7を参照。

- 9) *placitatio* の語については、前出レーン法65・2=AV1・133(後半)、註・5、および、レーン法65・3=AV2・1、註・14を参照されたい。
- 10) 前註・3と7で述べた私見に関連して次のことを補足しておきたい。私はかつて「レーン法」における *to lenrechte stan* の語を検討した際に、レーン法65・14を次のように訳しておいた(石川「ラント法とレーン法」、1634頁、註・32)。「太陽が沈み(はじめ)(真)昼が終わる時、(その)家臣はもはや彼の主君のレーン法廷に出頭している義務がなく、(以下略)」。アンダーラインを付した箇所は、*undergan* の語を(まさに)前註・7で指摘したように誤解したものであり、当然、上掲・邦訳のように改めなければならないであろう。しかし、同註の末尾、および、それに対応する本文(1612頁)で *to lenrechte stan* という表現について述べたことがそれにもかかわらず正しかったことは、後出レーン法66・5と67・4におけるこの表現の用例の検討によっても確認されるはずである。

65・15<sup>1)</sup> a) 午前中 (*vor middage*) であれば、主君は彼のレーン法廷(における審理)を (*sines degedinges*) を始めることができる。<sup>2)</sup> 彼(=主君)(のために)(今)(レーン法廷における)審理の時(であること) (*de degedinges tit*)<sup>3)</sup> が判決をもって認められ(て) (*irdelet si*)<sup>4)</sup> さらに彼(=主君)が代言人 (*vorspreke*) を受け取った<sup>5)</sup> 時(ないし、後)、彼(=主君)は(次のように、判決を)問うべきである、(すなわち)彼(=自分、主君)はそもそも (*icht* (誰かに命じて)、彼(=自分、主君)が彼の(ある)家臣——(すなわち)彼(=自分)が彼の問責のために(=その家臣を問責するために) (*umme sine sculdegunge*)<sup>6)</sup> (裁判期日を定めて)そこへ(=ここへ)召喚しておいた (*deme (manne) dar gedegedinget hevet*)<sup>7)</sup> 彼の(ある)家臣——をレーン法廷に呼び出させること (*to lenrechte eschen laten*)<sup>8)</sup> ができる(ないし、できないもの)か<sup>8)</sup> と。それ(=そのことができるという判決)が発見される(ないし、された) (*gevunden wert*)<sup>9)</sup> 時は、彼(=主君)は、誰が(主君の命を受けて)彼(=問責される家臣)を(法廷の場へ)呼び出す (*eschen*) べきか(について)、(判決を)問うべきである。そこで人(=判決を問われた家臣、ないし、レーン法廷)は、それは(誰か)ある彼(=主君)の使者<sup>10)</sup> が(なすべきであり)、裁判集会を開いて(審理して)いる (*degedinget*)<sup>11)</sup> 法廷の端まで (*oppe dat ende des hoves*) (ないし、端に居ても)<sup>12)</sup> 彼(=主君)の家臣二人がそれを聞く(ことができる)ようになす(=大声で呼び出す)べきである、と(いう判決を)発見す<sup>9)</sup> べきである。また、その者(=使者)は(その際に)次のように(ないし、次のような文言を)述べるべきである。(すなわち)「私は何某くコントラートないしハ

インリヒトに、一度(ならず)、二度、三度(と)、彼が(裁判期日を定めて)ここ(=このレーン法廷)へ召喚されているそうした(責ないし罪過についての)問責の(=問責を受ける)ために(umme so gedanes sculdegunge, also eme her gedegedinget is)<sup>13)</sup> わが主君の御前に呼び出す(eschen)<sup>8)</sup> (ものである)、と。<sup>a)·14)</sup> <sup>b)</sup>彼(=問責される家臣)がその時そこ(=レーン法廷)に居なければ、使者は主君の許へ戻って、(次のように)述べるべきである。「主君よ、彼(=問責される家臣)はそこ(=レーン法廷)に(来て)いなかったし、彼(=その家臣)の(切迫した)窮境(not)<sup>15)</sup>を証明しようとする者も誰も(いなかった)」、と。<sup>b)·16)</sup> <sup>c)</sup>そのことを使者が認める(ないし、認めた)時は、主君は、くこの場合、それについての法(=判決)は何か(wat dar rechtes umme si)(=それについてどう判決すべきか)、<sup>17)</sup> 問うべきである。そこで人(=判決を問われた家臣)は、法(の定め)に従い(to rechte)、<sup>18)</sup> 人(=主君)は彼(=問責されるべき家臣)をもう一度(法廷に)呼び出す<sup>8)</sup> べきであり、それから(彼がそこに居ない場合には)三たび(彼を(法廷に)呼び出すべきである)、と(いう判決を)発見すべきである。<sup>c)·19)</sup> <sup>d)</sup>そのこと(=問責されるべき家臣の呼び出し)を、人(=主君)は、誰であれ(同じ)一人の使者によってなすことができる。<sup>20)</sup> 人(=主君)は、しかし、人(=主君)が彼(=問責されるべき家臣)を呼び出す度ごとに、人(=主君)はそれぞれ別の家臣(たち)を(証人として)もたなければならない。<sup>d)·21)</sup>

AV 2・16<sup>1)</sup> <sup>a)</sup>太陽の出現(=太陽が昇って)から下降(し始める)まで(の間)は、<sup>22)</sup> (レーン法廷の)審理を始めることが許される。判決がそのこと(=審理の開始)を許したならば、主君は、誰が法(の定め)によりその者(=そのレーン法廷に召喚されていた家臣)を呼び出す(citare)<sup>23)</sup> べきか、(判決を)問うべきである。このこと(=法廷への呼び出し)は、家臣すなわち(vel)主君の使者<sup>24)</sup> がなすべきであり、(その際、使者は)そこで主君が裁判集会を開いて(審理して)いる(placitat)法廷(curia)<sup>25)</sup>の端(はし)で主君の家臣二人に聞こえるように、次のように(=次の文言を)(大声で)述べる(ことによって、そうす)べきである。「私は——彼に帰されている責(ないし、罪過)(culpa)<sup>26)</sup>のゆえに問責される(incusatus)<sup>27)</sup>——何某を、私が法(の定め)により(ex iustitia)そうしなければならぬように、一度(ならず)、二度、三度(と)、主君の御前に呼び出す(cito)<sup>23)</sup> (ものである)」、と。<sup>a)·28)</sup> AV 2・17 <sup>b)</sup>もしその者が不在であれば、使者は主君の許まで戻り、(次のように)言うべきである、

「私は、問責される者<sup>27)</sup>を見なかったし、また、法(の定め)によって(per iustitiam)、誰かその者の側から(送られて)その者の欠席(ないし、不在)を釈明すべき者も(見なかった)」、と。<sup>b)・29)</sup> AV 2・18 <sup>c)</sup>まさにそのことを使者(たち)が認める(ないし、認めた)<sup>30)</sup>ならば、主君は、このことについて(自分が)その者(=問責される家臣)になすべきことは何か、<sup>31)</sup>(判決)を問うべきである。(この質問に答えて)(次のように)判決されるべきである、彼(=問責される家臣)に対して、二度、さらに三度(と)、先の手順と同じように(=同じ手順で)呼び出し(citatio)<sup>32)</sup>が行われるべきである、と。<sup>c)・33)</sup>

- 1) このレーン法65・15は、AVの2・16、2・17、2・18の3条項に対応している。これら3条項のうちAV2・16の冒頭は、すでにすぐ前のレーン法65・14の項でも、それとの相違を明らかにするために掲げておいたが、ここでは(前条について述べた私見にもとづき、その冒頭部をも含めた)AV2・16の全文を掲げる。また、AV2・18の末尾には、さらに次のレーン法65・16に組み込まれた文が(二つ)つづいているが、それは次のレーン法65・16の項に掲げる。
- 2) ここまでの件については、前条(=レーン法65・14)への註・2、5、7、8(など)で述べた私見を参照されたい。
- 3) この(de) *degedinges tit*の語が「(まだ)審理(を始めること)の(できる)時」=「午前中」を指すことは、すぐ前(註・2まで)の件とのつながりから明らかであろう。この点については、前出レーン法65・10(=AV2・14・前半)、註・2(の箇所)、および、(同註で引用した)ラント法1・59・2を参照されたい。(なお、念のために付言すると、ラント法3・61・4では、「すべての(ラント法上の)参廷義務(を負う)者は、裁判官がそこに居合わせる場合、太陽が出てから正午(ないし、真昼)まで *gerichte(s)*を待たなければならない」とされているが、この条項の *gerichte*の語も、「裁判(ないし、審理)の開始」を指している)。なお、AV(2・16)の対応箇所には、こうした「審理の(=審理を始めることのできる)時」に関する記述は見当たらない。
- 4) *irdelen*(=*erteilen*)の語は、(いずれもAVに対応条項のない)前出レーン法45・2(註・3の箇所)と51(註・3の箇所)では、(罰金を)「科す」という意味で用いられており、本条でも「(判決をもって)与える(*zuteilen*)」という意味で用いられている、と解されるが、本条では、文脈上(=「審理の時(であること)」が「判決をもって」とあるので、「認め(られ)る」と訳しておいた。なお、AV2・16の(註・26につづく)対応箇所は、「判決がそのこと(=審理の開始)を許したならば」となっており、そこでも *irdelen*に対応する語は(まだ)用いられていない。
- 5) 以上の「代言人」に関する記述も、AV2・16には見当たらず、「レーン法」で補足された(と目される)ものである。この点については、前出レーン法65・10(=

AV2・14・前半)、b-bの件の本文、および、註・6と8で述べたことを参照されたい。

- 6) この箇所の *umme sine sculdegunge* の語は、(すぐ前の)レーン法65・13の *de erste sculdegunge* や(特に)レーン法65・4の *des herren sculdegunge* とのつながりからは、「主君による問責」=「主君が(その家臣を)問責すること」と読めないことはない(ないし、読むべきである)とも考えられるが、ここでは、文脈上(具体的には、この語が(主君の問責を受ける)「彼のある家臣」を形容する文の中に位置していることを重視して)、「家臣の問責」=「家臣を問責すること」に力点を置いたものと解し、「その家臣を問責するために」という補訳を加えておいた。なおこの (um) sine sculdegunge の語については、前出レーン法65・3 (=AV2・1~2・3)、註・3、および、後註・13をも参照されたい。
- 7) *jm. degedingen* の語については、前出レーン法65・9 (=AV2・11)、註・1を参照されたい。
- 8) *eschen* の語については、(同じく)前出レーン法65・9 (=AV2・11)の註・8と17を(またここまでの件については、後註・28を)参照されたい。
- 9) この箇所の *vinden* の語は(*volgen*をも含めて)広義に用いられている、と解される。この点については前出レーン法65・14、註・4、および、(そこでも挙げた)レーン法65・10、註・8を参照されたい。
- 10) この「(主君の)使者」が、前出レーン法65・9 (=AV2・11、2・12)(註・4の箇所)の(問責される家臣をレーン法廷に「召喚する」ための)「使者」と異なった役目をもっており、したがってそれと異なった人物であり(りう)ることに注意されたい。なお、この「使者」については、後註・24で述べることをも参照されたい。
- 11) この箇所の *degedingen* の語は、すぐ後(註・12の箇所)の *hof* (=法廷)の語を形容する文の中に姿を見せるので、「裁判集会を開いて(審理して)いる」、と訳すことにした。前註・3と7、および、次註・12を参照されたい。
- 12) この箇所の *hof* の語が「(現に)裁判集会を開いて(問責される)家臣について審理しようとしている法廷」を指すことは、文脈上明らかであろう。前註・11を参照されたい。なお、この「法廷」が屋外の開かれた場所でなければならないことについては、前出レーン法65・2 (=AV1・133・後半)、および、レーン法65・3 (=AV2・1~2・3)への註・9を参照されたい。
- 13) この箇所の *sculdegunge* の語は、(補訳を加えたように、問責を受けるべく)召喚されている家臣を呼び出す文言の中に姿を見せる、というだけでなく、AV(2・16、註・27)の対応箇所では、(召喚された家臣のことが)「彼に掃かれている責(ないし、罰過)のゆえに問責される(者)」、と言われていたことを考えると、ますます「家臣を問責する(こと)」という含意が強い、と思われる。前註・6と後註・27を参照されたい。
- 14) ここまでの a-a の件は、AV2・16と(基本的には)同じことを述べている(と解

される)が、後者に(幾つかの)補足を加えていることに注意されたい。この点については、さらに後註・28をも参照されたい。

- 15) この not の語は、AV (2・17の末尾)の対応箇所にはそれに当たる語が見られないが、(実質的に)前出レーン法24・7 (=AV1・55・b、1・56) (註・7の箇所)の echt not (=「真にやむえない事由」)を意味する、ということに注意されたい。(それは、単に本条(この箇所)の not の語を具体的に理解するために必要、というだけでなく、AV (1・56)の対応箇所でも echt not に当たる語は用いられていないから、echt not の概念は「ラント法」執筆時にはじめて確立されたことが、本条(この箇所)の not の語によっても裏づけられるからでもある)。
- 16) ここまでの b - b の件は、(註・29までの) AV 2・17に対応しているが、(前註・15で述べた点を含め)後者と表現の違いこそあれ、(実質的に)同じことを述べていることは明らかであろう。
- 17) この箇所の recht の語が(具体的には)「判決」を意味することは、ひきつづき述べられる判決の文言、および、AV (2・18) (註・31)の対応箇所が(もともと)「このことについて(自分が)その者になすべきことは何か」という判決の具体的内容にかかわるものになっていたこと、によって裏づけられるであろう。
- 18) この箇所の to rechte に対応する語は AV (2・18)には姿を見せず、この語は、(おそらくすぐ前(註・17の箇所)で AV のテキストにはない recht の語が用いられたことに伴い)、「レーン法」で補足されたもの、と推定される。また、この箇所では、(判決を問われた)家臣によって発見されるものが recht と言われているのではなく、家臣が(すぐ後で述べられているような)判決を発見することが(全体として)「法(の定め)に従っている」と言われていることに注意されたい。なお、この箇所の to rechte の語を「法(の定め)に従い」という意味に解するについては、特にラント法2・12・11の(他の者が発見した)判決を非難しようとする者が述べるべき文言 = 「その者が発見した判決は間違っている (unrecht - nen recht と言われていないことに注意)、その判決を私は非難する、そして(私は)それを私が法(の定め)に従い (to rechte) そこへ持ち出すべきところ (=上級の、あるいは、国王(の)裁判所)へ持ち出して、私が法(の定め)によれば (dorch rechte) (当然)それを持ち出すべきところでそれについて(改めて)判決を請う(ことにする)」、を参照したことを申し添えておきたい。
- 19) ここまでの c - c の件は、AV 2・18に対応しており、前註・17と18で述べたような表現上の違いはあるものの、それと同じことを述べている(と解される)。
- 20) したがって、それ(=3度の呼び出し)は同じ(一人の)使用者によって行われてもよいし、その都度異なる3人の使用者によって行われてもよい、ということになる。この点については、次註・21、および、後註・24を参照されたい。
- 21) ここまでの d - d の件は、それに対応する文が AV 2・18には見当たらず、「レーン法」で補足された(と目される)ものであるが、それについては、前出レーン法

- 65・9 (=AV 2・13)、註・8、および、(本条の) 後註・24を参照されたい。
- 22) ここまでの件は、「レーン法」の冒頭では(単に)「午前中は」と改訂されているが、その理由については、(前註・2でも挙げた) 前出レーン法65・14への註・2、5、7、8(など)で述べたことを参照されたい。
- 23) この箇所 *citare* の語については、前出レーン法65・9 (=AV 2・13)、註・17で述べたことを参照されたい。
- 24) 上掲・邦訳では、この箇所の *vel* の語を「すなわち、換言すれば」の意に解して、(単に)「すなわち」と訳しておいた。AV 以外の(当時、中世ラテン語で書かれた) 文献にこうした(ドイツ語の *oder* の場合と同じ) 用例があるか、私には確かめるべくもないが、AV で(主君の使者を指す) *nuncium* (「レーン法」では *bode*) の前に *homo vel* の語が加えられているのはこの箇所以外にはなく、「レーン法」でも *bode* の語の前に *man oder* の語が付け加えられている例はなし、この条項の場合、もしこの語を(通常の用例に従い)「あるいは、それとも」と解し、「家臣」と「使者」は別人と考えると、(主君の質問に答えて) 家臣が発見した判決には、(一方では、すぐ後に書かれているように、「使者」が呼び出しの際に述べるべき文言まで指定されているのに)、不確定な部分が残され(主君の裁量に委ねられる、ということになるだけでなく、「レーン法」の対応箇所ではこの *homo vel* に当たる語が「削除」されている、ということをも考慮に入れたからである。
- 25) この箇所の *curia* の語は「レーン法」(註・12の箇所) の *hof* に対応しているが、それについては前註・12(および、そこで挙げた前出箇所) を参照されたい。
- 26) *culpa* の語は、AV ではもう一箇所、前出 1・133(前出) (=レーン法65・1) (の末尾) にだけ姿を見せるが、そこでも(ただし、そこでは「レーン法」の *scult* の語に対応して)(問責される家臣の)「責、ないし、罪過」の意味で用いられている。同条を参照されたい。
- 27) この箇所の *incusatus* の語については、前出レーン法65・5 = AV 2・7、註・8、および、(そこでも挙げた) レーン法65・1 = AV 1・133(前半)、註・4を参照されたい。
- 28) ここまでの AV 2・16を「レーン法」の *a - a* の件と比較してみると、前註・3と5で指摘したことのほかに、幾つか(表現上の) 相違が認められるが、(前註・14でも述べておいたように) 両者の論旨が(基本的に) 同じものであることは明らかであろう。(ただし、AV では「(主君は) 誰が法(の定め)によりその者を呼び出すべきか(問うべきである)」となっていた箇所が、「レーン法」で「主君が(問責すべく召喚しておいた) 彼の家臣をレーン法廷に呼び出させることができるか」というように改められていることには、前註・24で指摘した問題との関連で注意する必要があるかも知れない。そこで用いられている *to lenrechte eschen laten* という表現には、「(誰かに頼んで) レーン法廷へ呼び出してもらおう」という含意もあり、(その前に *icht* (=etwa) の語が付け加えられていることと併せて)、この箇所の「改訂」がそうした含意をこめて行われた可能性も

ないわけではない、と考えられるからである。この点については、さらに後註・30をも参照されたい。

29) 前註・16を参照されたい。

30) この箇所の原語は *confitentur nuncii* と複数形になっているが、この(問責される家臣を法廷に呼び出す)「使者」のことがこれ以外の箇所では(*nuncius* と)単数形で書かれて(おり、「レーン法」のこれに対応する箇所でも、*de bode* (*bekant*) と単数形になって)いるだけに、ここでだけ「使者」の語が複数形になっているのはなぜか、疑問にならざるをえない。

この疑問について考えられる(ないし、考えておかなければならない)のは、この箇所の *nuncii* の語が(原文では)行末に位置しており、次行の *sibi* の語と韻を踏んでいる、ということであろう。(「レーン法」の末尾の(AVにはない)d-dの件には、前註・20で述べたように、3人の「使者」がその都度異なってもよい、と受け取れる文言があるが、それは3度行われる「呼び出し」(全体)について述べられていることである)。しかし、AV・この箇所の *nuncii* は1度目の呼び出しを行う「使者」を指している。著者(アイケ)は、いかに韻を踏むためとはいえ、(そのことのためにだけ)事実と反する表現を用いたのであろうか。

この疑問について、もし著者を弁護することができるのであれば、それは次のような場合を想定すること(くらしいもの)であろう。

AV2・12(の末尾)では、(対応するレーン法65・9と同じく)、問責される家臣を召喚した主君は(その家臣に通告した)裁判期日に「少なくとも6人の家臣と、問責される者を(法廷に)呼び出す使者を(一人)連れてくるべきである」、とされている。同条への註・8で述べておいたように、(もともと)この6人の家臣は(召喚された)家臣が最後まで出廷しなかった場合に、主君が3度の「呼び出し」の手続を尽くしたことを立証すべき証人として用意しておかなければならないものである。しかし、たとえば(1度目に)問責される家臣を呼び出した使者が主君の許へ戻って、問責される家臣もその不在を釈明すべき者も見なかった、と報告した時(AV2・17を参照)、もし主君あるいはそこに居合わせた家臣の一人が、「あのよう(小さな)声では法廷の端まで届かない」、と異議を申し立てたらどうなるか。おそらく、「使者」はこれに対して、「法廷の端で」彼の呼び出しを聞いた二人の家臣を証人として、この異議を却けるであろう。もし、著者がこうした場合を念頭に置いたとすれば、「使者」は(単独ではなく)二人の家臣とともに上述の報告を「認めた」ことになり、「使者たち」の語は、(複数の「使者」でないという点では不正確なものの)、「使者など複数の者」という意味ではまったく事実と反するとも言い切れないのではあるまいか。

31) 前註・17を参照されたい。

32) *citatio* の語についても、前註・23で挙げた前出レーン法65・9(=AV2・13)、註・17を参照されたい。

33) 前註・19を参照されたい。

**65・16<sup>1)</sup>** a) 彼 (= 問責されるべく召喚されている家臣) が3度呼び出されて (geeschet wert)<sup>2)</sup> (なお) 姿を見せない時は、主君はく繰り返し、それについての法 (= 判決) (recht) は何か (= それについてどう判決すべきか)、<sup>3)</sup> 問うべきである。そこで人 (= 判決を問われた家臣) は、法 (の定め) に従い (to rechte)、<sup>4)</sup> 彼 (= 主君) はその者 (= 問責される家臣) を、太陽が傾き (= 下降し) はじめる (nederga) (まで)、すなわち正午まで待つべきである、<sup>5)</sup> と (いう判決を) 発見す (vinden) べきである。<sup>a)・6)</sup> b) 主君はその (= 家臣を待った) 後に、彼 (= 自分、主君) はその者を、レーン法 (の定め) がそうであるように (alse lenrecht si)<sup>7)</sup> その者を待ったか (かどうか)、(判決を) 問うべきである。彼 (= 主君) (のため) にそれ (= そのような判決) が発見される (ないし、された) ならば、<sup>8)</sup> 主君は彼 (= 問責される家臣) を次 (= 第2) の裁判期日に召喚すべきであり (eme to eneme anderen dage degedinge)、<sup>9)</sup> そして彼 (= 主君) は、彼が最初の裁判期日にそうしたように、その者 (= 問責される家臣) を (午前中は) 待つべきである。同じことを彼 (= 主君) は3度 (目にも) なすべきである。<sup>b)・10)</sup> c) 主君がこれら三つの裁判期日のいずれかを懈怠して、レーン法 (の定め) がそうであるように (alse lenrecht is)<sup>11)</sup> その (問責されるべき) 家臣を追求しない (nicht ne volget)<sup>12)</sup> ならば、彼 (= 主君) は彼の (召集した、あるいは、それから召集すべき) 裁判期日 (における審理) をすべて失った (alle sine degeding verloren hevet) ことになる。<sup>13)</sup> 主君は最初 (= 第1) の裁判期日とその (問責されるべき) 家臣に告知しなければならないが、それ以外のいずれ (の裁判期日) についても (告知する必要は) ない。<sup>c)・14)</sup>

**AV 2・18 (末尾)<sup>1)</sup>** a) もしその者 (= 問責されるべき家臣) が3度呼び出されて (なお) (tertio citatus)<sup>15)</sup> そこに居なければ、主君は、(自分が) その者になすべきことは何か、<sup>16)</sup> (判決) を問うべきであり、(それに対して) 彼 (= 主君) (のため) に、太陽の下降 (= 太陽が傾き下降しはじめる) まで (ad solis descensum)<sup>17)</sup> 彼 (= 問責されるべき家臣) を待つべき旨、判決されるべきである。<sup>a)・18)</sup> **AV 2・19** b) もし問責される者 (= 家臣) (incusatus)<sup>19)</sup> が、太陽が (傾き) 下降し (はじめて) (descendit)<sup>20)</sup> ても、なおそこに居なければ、主君は、(自分が) 正しいこと (= 法の定める手続) に従って (secundum quod

*est iustum*)<sup>21)</sup> その者を待ったか、(判決を)問うべきである。そのことを判決が確認する(ないし、した)ならば、主君は、判決をもって次(=第2)の裁判期日を定め、そこ(=第2の裁判期日)においてその者を、最初(=第1)の裁判期日におけるのと同じように(=同じ手順でその責を)追求すべき(*prosequatur*)<sup>22)</sup>である。(主君は)3度同じようになす(=同じ手順を繰り返す)べきである。<sup>b)・23)</sup> AV 2・20 <sup>c)</sup>もし主君が、それらの裁判期日のうちのいずれかを、(法の)定め(る手順)に従って、また、前述したような仕方で(*ordine et praedicto modo*)、順守しなかったならば、彼の(=彼による家臣の責の)追求(*prosecutio*) (=問責) (そのもの)<sup>24)</sup>が無効とされるべき(*ad nihil habeatur*)である。<sup>25)</sup> (ただし、それらの裁判期日のうち)問責される者に前述の仕方<sup>c)</sup>で告知されなければならないのは、最初の裁判期日だけである。<sup>c)・26)</sup>

- 1) レーン法65・16は、AVの2・18(末尾)、2・19、2・20の3条項に対応しているが、すぐ前のレーン法65・15への註・1でも述べておいたように、そのうちAV 2・18の(末尾を除く)大部分は、前条(=レーン法65・15)に対応しているので、すでに前条の項に掲げてあり、ここではその末尾(の邦訳)のみを掲げることにする。
- 2) *eschen*の語については、前出レーン法65・9(=AV 2・11~2・13)、註・8と17、および、(本条の)後註・15を参照されたい。
- 3) ここまでの文は前条(=レーン法65・15、註・17の箇所)に見られたのと同じものであり、また、これに対応するAV(2・18、後註・16まで)の文も、前条(註・31の箇所)のそれと(「これについて」の語がないだけで)同じものである。前条への註・17で述べたことを参照されたい。
- 4) この箇所の *to rechte* の語については、前条(=レーン法65・15)への註・18を参照されたい。
- 5) ここまでの件(特に *nedergan* の語)は、AV(2・18、後註・17の箇所)(の *descensum*)に対応しているが、それについては、前出レーン法65・14、註・5と7で述べたことを参照されたい。
- 6) ここまでの *a - a* の件がAV 2・18の末尾に対応していることは明らかであろう。この点については、前出レーン法65・14、註・7で述べたことを(もう一度)参照されたい。なお、この件の *vinden* の語は(*volgen*をも含めて)広義に用いられている、と解されるが、その点については、同条への註・4を参照されたい。
- 7) 石川「ラント法とレーン法」(1624頁、および、註・122)で指摘しておいたように、*alse lenrecht is* という表現は、本条(註・11の箇所)のほか、前出レーン法49・1(末尾)、後出レーン法71・9、75・3にも姿を見せ、「レーン法の定めがそうであ

るように」(＝「レーン法の定め(特にレーン法の定める手続)の通りに)」という意味であるが、本条・この箇所だけ also lenrecht si となっている。同論文(註・122)では、ホーマイヤー版のテキスト(II, S. 260)では本条・この箇所も is になっていることから「単純なミス・プリントと見当がつく」、と述べているが、(エックハルト版の「テキスト」、S. 89(下欄)に挙げられている異本のこの箇所も si になっているので、こ(れら)の si は(ミス・プリントでなく)接続法第1式(＝間接話法)と解すべきであろう。因みに、この文中の「待った」(gewartet hebbe)、および、前註・3の箇所の「それについての法は何か」(wat dar recht es umme si)も接続法(第1式)になっている。

- 8) この箇所の vinden の語も (volgen を含めて) 広義に用いられている。前註・6(の末尾)を参照されたい。
- 9) この件の eme to eneme anderen dage degedinge という表現については、前出レーン法65・1＝AV 1・133・前半、註・3(および、そこでも挙げた前出レーン法18、註・2)を参照されたい。
- 10) ここまでの b - b の件は AV 2・19に対応しているが、それが(若干の表現上の相違にもかかわらず) AV 2・19と同旨であることは、改めて指摘するまでもあるまい。
- 11) 前註・7を参照されたい。
- 12) 念のために一言すれば、この箇所の volgen の語は—— AV 2・20(註・24)の対応箇所では prosecutio, AV 2・19(註・22の箇所)では prosequi の語が用いられていることによっても確認できるように——「(他の家臣によって発見された判決に)賛同する」という意味ではなく、「(問責の手続に従い家臣(の責)を)追求する」という意味で用いられている。後註・22と24を参照されたい。
- 13) この箇所の「彼(＝主君)は彼のすべての裁判期日を失ったことになる」というのは、直接には、「主君は、彼が懈怠した裁判期日だけでなく、それ以外のすべての裁判期日においても、(その主張を却けられて)敗訴したことになる」、という意味であるが、それによって主君による家臣の問責そのものが(それには理由がないと見做されて)「無効」になることは改めて指摘するまでもあるまい。AV 2・20(註・25の箇所)の対応箇所と後註・25を参照されたい。
- 14) ここまでの c - c の件は AV 2・20に対応しているが、それが(若干の表現上の相違にもかかわらず) AV 2・20と同旨であることも明らかであろう。後註・26を参照されたい。
- 15) (この箇所の citatus の語のもともなった) citare の語については、前出 AV 2・13(＝レーン法65・9)、註・17を参照されたい。
- 16) 前註・3を参照されたい。
- 17) この箇所の ad solis descensum の語については、(前註・5でも挙げた)前出レーン法65・14、註・5と7を参照されたい。

- 18) ここまでの AV 2・18 (末尾) が、前註・3 で指摘した (前註・16 の箇所) の表現の相違にもかかわらず、レーン法 65・16 の a - a の件に対応し、それと同旨であることは明らかであろう。
- 19) この箇所の *incusatus* の語については、前出レーン法 65・5 = AV 2・7、註・8 を参照されたい。
- 20) *descendere* の語についても、(前註・5 と 17 で挙げた) 前出レーン法 65・14、註・5 と 7 を参照されたい。
- 21) この箇所の *secundum quod est iustum* という表現については、まずそれが「レーン法」(註・7 の箇所) では *alse lenrecht si* と改められていることに注意しなければならない。その末尾に位置する *iustum* の語は前行末尾の *illum* の語と韻を踏んでいるから、この (AV ではここにだけ姿を見せる) 表現は韻を踏む必要から書かれたものである、と推定されるが、(著者がそれによってもともと *alse lenrecht si* と同じことを言いたかったのだとすれば)、そこでは、法の定めた手続に従って審理を進め判決を下すのは「正しい」ことである、という観念ないし考え方が前提されていることになる。
- 22) この箇所の *prosequi* の語は「レーン法」(註・12 の箇所) の *volgen* に対応しているが、それについては前出レーン法 65・3 = AV 2・1、註・19 を参照されたい。
- 23) ここまでの AV 2・19 が、前註・(7 と) 21 で指摘した表現の相違にもかかわらず、レーン法 65・16 の b - b の件に対応しそれと同旨であることは明らかであろう。
- 24) (この箇所の) *prosecutio* の語が前 (註・22 の箇所) の *prosequi* の名詞形であって、それと同じことを指していることは改めて指摘するまでもあるまい。前註・12 と 22 を参照されたい。
- 25) ここまでの「彼の (= 主君による家臣の責の) 追求 (= 問責) (そのもの) が無効とされるべきである」という文が、「レーン法」(註・13 までの) 対応箇所では、「彼 (= 主君) は彼のすべての裁判期日 (における審理) を失ったことになる」、と改められたのである。それによって前註・13 で述べた私見が支持されることは改めて指摘するまでもあるまい。
- 26) ここまでの AV 2・20 が、前註・(13 と) 25 で指摘したような表現の相違にもかかわらず、レーン法 65・16 の c - c の件に対応し、それと (実質的に) 同旨であることは明らかであろう。

65・17<sup>1)</sup> a) 閉鎖された館やかたの中では (*in besloteme hove*)、<sup>2)</sup> また屋根の下では、  
b) また城塞の中でも、<sup>b)-3)</sup> 主君はいかなるレーン法廷 (*lenrecht*) をも開催してはならない。<sup>4) a)</sup>

AV 2・21(前半)<sup>1)</sup> a)閉鎖された館<sup>やかた</sup>の中では(in clausa curia)、<sup>5)</sup>また屋根の下でも、主君には(裁判集会を開いて)審理する(placitare)ことが許されるべきでない。<sup>6)・a)</sup>

- 1) レーン法65・17は、(b-bの件の)「城塞」に関する補足を除いて、AV 2・21・前半に対応しているが、その補足は、後註・3で述べるように、「レーン法」がAV(よりも後にそれ)をもとにして成立したことを示唆している、という点に注意されたい。
- 2) この箇所のhof(= curia)の語は、「法廷」とも解されるが、次註・3と5で述べることを考えて「館<sup>やかた</sup>」と訳すことにした。ひきつづき次註・3と5を参照されたい。
- 3) この「城塞」に関するb-bの件に対応する記述は、AVにはなく、「レーン法」で補足された(と目される)ものであり、この補足は、後出レーン法72・1の末尾＝「城門は、主君がその中の城塞法廷(に城臣を召喚しそこで)で審理する場合、開けておかなければならない。閉じられた(四)壁の中や屋根の下では、なんびとも判決を発見するを要しない」を念頭に置いたものと考えられる。つまり、「レーン法」の読者は、(まず)本条のb-bの件を読んだ上で後出レーン法72・1(末尾)を読むことによって、城主が城塞の中で開催することができるのは、城臣を召集(ないし、召喚)する城塞法廷であり、そこへ家臣を召集(ないし、召喚)してレーン法廷を開催することはできない、ということを明確に認識することができる。(これに対して、そのもとになったAV 3・5では、城塞法廷に関する一連の条項の中においてではあるが、単に「城塞」は、そこで主君の法廷(ないし、審理)がある(＝開催される)場合、問責される者が入るために開かれているべきである、としているだけで、主君が城塞の中でレーン法廷を開催することはできない、とする規定は、(少なくともレーン法72・1の対応条項には見当たらない)。こうした「レーン法」における(改訂や)補足は、まずAVの末尾で「城塞レーン」に関する特別を記述した上で、後からそれをも考慮に入れて「レーン法」の(改訂や)補足が行われた、という推定を強く支持するものであることに注意されて、ひきつづき次註・4をも参照されたい。
- 4) この箇所のlenrechtの語が「レーン法廷」を指すことは、文脈上(特にそれを主君(＝封主)が開催すべきものとされていることから)明らかである、と思われるが、AV(註・6まで)の対応箇所は(文脈上、特に前からのつながりから見て、(もっぱら)「レーン法廷」のことを念頭に置いたものと推定することはできるもの)単にplacitareと言っているのに対して、「レーン法廷」という(具体的に)特定された表現に改められていることが、前註・3(の末尾)で述べたこととの関連で注目される。

- 5) 前註・2と3を参照されたい。  
6) 前註・3と4を参照されたい。

65・18<sup>1)</sup> a) 主君が第3の裁判期日に(問責されるべく召喚された)彼の家臣を、太陽が(傾いて)下降しはじめる(neder geit)まで<sup>2)</sup>待つ(ないし、待ったにもかかわらず、その家臣が姿を見せなかった)<sup>3)</sup>時は、彼(=主君)は、それについての法(=判決)(recht)は何か(=それについてどう判決すべきか)、を問うべきである。<sup>4)・a)・5)</sup> b) そこで人(=判決を問われた家臣)は、法(の定め)に従い(to rechte)、<sup>6)</sup>彼(=主君)は彼の(召集した)裁判期日(における審理)(sine degedinge)、<sup>7)</sup> d) 第1・第2・第3のそれを、それぞれ別な彼の家臣二人(の証人)をもって<sup>d)</sup>立証すべきである、と(いう判決を)発見する。<sup>8)</sup> これらの証人く(これらの)人々の(証言)は、次のように述べるく(なる)べきである。<sup>9)</sup> 「主君よ、私は、貴下への(=貴下に捧げた)忠誠宣誓にかけて(の)(bi juwen hulden)<sup>10)</sup>義務として、次のように証言する(verplege mek)、<sup>11)</sup>(すなわち)貴下は、何某く(コンラートないしハインツ)に<sup>12)</sup>をこの場所へ召喚し、そして彼をそこで、レーン法く(の)法く(が)そうであるように(=レーン法の定め通りに)(alse lenrecht(es) <recht> is)<sup>13)</sup>待ったのを、私は(この目で)見また(この耳で)聞いたのであり、そのことについて私は貴下の証人になる」、と。<sup>b)・14)</sup> c) 各家臣の証言の後、主君は(次のように、判決を)問うべきである、彼(=自分)はそれ(=家臣の証言)によって、それが彼(=自分)にとって彼(=自分)の(法的)義務を果たす助けになる(=義務を果たすのに役立つ)(helpende to sime rechte)<sup>15)</sup>ように(証明を)なし逃げたか、と。<sup>c)・16)</sup>

AV 2・21(後半)<sup>1)</sup> a) 第3の裁判期日に主君が問責される者(=家臣)(incusatus)<sup>17)</sup>を、太陽が(傾いて)下降する(=下降しはじめる)(sol descendat)時まで待ったならば、<sup>18)</sup>(主君は、自分が)さらにその者になすべきことは何か、<sup>19)</sup>(判決)を問うべきである。<sup>a)・20)</sup> AV 2・22<sup>1)</sup> b) そこで判決は、主君は彼の(召集した)3度の裁判集会(における審理)(placita)<sup>21)</sup>を(証人により)立証しなければならず、(まず)第1のそれ(=裁判集会)を彼の家臣二人をもって(立証しなければならない)、と決定すべきである(iudicet)。<sup>22)</sup> これらの者の証言は次のようなもの(=文言)であるべきである。「私が主君に捧げた忠誠宣誓にかけて(per votum mei praesentis domini)<sup>23)</sup>(私は)確言する(な

いし、請け合う) (*affirmo*)、<sup>24)</sup> 主君が問責される者 (=家臣)<sup>17)</sup> を、最初の裁判集会でまた(特定・)明示された場所で (*in primo placito et designato loco*)、<sup>25)</sup> レーン法上 (*beneficialiter*)<sup>26)</sup> (主君が<sup>8)</sup> そうすべきであったように待ち、<sup>e)</sup> また(主君が) 彼 (=問責される家臣) を適法な判決によって (*iustus sententis*) 追求したことを、<sup>e)・27)</sup> 私はこれらのこと (について) の証人になる」、と。<sup>b)・28)</sup>

AV 2・23<sup>1)</sup> <sup>c)</sup>各証人の陳述の後に、主君は、(彼=自分が<sup>8)</sup> (法的)義務によってそうしなければならないように (*sicut debet ex debito*)<sup>29)</sup> 彼 (=自分、主君) の立証をその者 (=証人) をもってなし遂げたか、(判決) を問うべきである。<sup>c)・30)</sup> AV 2・26<sup>1)</sup> <sup>d)</sup>前述した (のと同じ) 仕方で、主君は第2の裁判集会 (における審理) (*placitum*)<sup>21)</sup>、および、第3の(それ) を立証するが、(彼=主君は) それぞれの裁判集会<sup>21)</sup> について別々の証人をもたなければならない。<sup>d)・31)</sup>

- 1) このレーン法65・18は、AV 2・21 (後半)、2・22、2・23の4条項に対応し、それらと(基本的には) 同じことを述べているが、その d-d の件には、AV (ではもっと後に位置する) 2・26 で述べられていたことが組み込まれていることに注意されたい。
- 2) ここまでの件については、前出レーン法65・16 (=AV 2・18・末尾~2・20)、註・5を参照されたい。
- 3) この箇所、「ないし、待ったにもかかわらず、その家臣が姿を見せなかった」という補訳については、前出レーン法65・16 (=AV 2・18・末尾) の冒頭の一文を参照されたい。
- 4) ここまでの文は、前出レーン法65・15 (=AV 2・16~2・18)、註・17までの箇所、および、レーン法65・16、(=AV 2・18・末尾~2・20)、註・3までの箇所と同じものであり、また、それに対応する AV (2・21・後半)、後註・19までの文も、(*ultra* = 「さらに」の語を除いて)、前出 AV (2・18、註・31までの箇所、および、2・18・末尾、註・16までの箇所) と同じものである。関係する本文と訳註を参照されたい。
- 5) ここまでの a-a の件は AV 2・21・後半に対応しているが、それと同旨であることは改めて指摘するまでもあるまい。後註・20を参照されたい。
- 6) この箇所の *to rechte* の語は、前出レーン法65・15 (=AV 2・16~2・18)、註・18の箇所、および、65・16 (=AV 2・18・末尾~2・20)、註・4の箇所でも用いられていたものであるが、それについては前出レーン法65・15、註・18で述べたことを参照されたい。

- 7) この箇所の *degedinge* の語には、AV (2・22) (後註・21の箇所) の *placita* の語が対応している。後註・21を参照されたい。
- 8) ここまでの件に対応する AV (2・22) (註・22まで) の箇所は、「そのとき判決は、主君は彼の3度の裁判集会(における審理)を(証人により)立証しなければならず」の後、「(まず)第1のそれ(=裁判集会)を彼の家臣二人をもって(立証しなければならない)」と、「第1の裁判集会」についてだけ述べている。したがって、「レーン法」のここまでの件のうち、「第2・第3のそれ(=裁判期日における審理)」と「それぞれ別な」の語は、AV (2・22) の対応箇所ではなく、「レーン法」で補足された(と目される)ものである。しかし、(AV 2・23の後に邦訳を掲げた)後出 AV 2・26 (d-dの件) では、主君は「前述した(のと同じ)仕方<sup>で</sup>第2の裁判集会(における審理)、および、第3の(それ)を立証する」ことと、「それぞれの裁判集会についてそれぞれ別な証人をもたなければならない」ことを述べており、「レーン法」では AV 2・26がこの d-dの件に組み込まれたもの、と推定される。なお、この箇所の「発見する」(*vint*) の語も、(*volgen* をも含めた) 広義に用いられている、と解される。
- 9) この箇所、「ドイツ語第1版」(*Ordnung Ia*)の原文は、*Dirre tuch scal aldus tugen* となっていたが、「ドイツ語第3版」(*Ordnung Ic*)のテキストで、*Dirre* と *tuch* の間に *lude* の語が補足されたものであり、「第3版」の補筆者は *tuch* の語を(「証人」ではなく)「証言」と解したものと推定される。(上掲・邦訳は、「ドイツ語第1版」については、「これらの証人は、次のように述べるべきである」、「ドイツ語第3版」については、「これらの人々の証言は、次のようになるべきである」という意味に解される、ということを示そうとしたものである)。
- 10) この箇所の *bi juwen (=bei Euren) hulden* の語は——*hulde* の語が(現代語の) *Huld* の意味でも用いられている(たとえば「序言」(*prologus*) 冒頭の *na Goddes hulden* を参照) こともあって——紛らわしい(し、さらに *M. LEXER, Mittelhochdeutsches Handwörterbuch, Bd, 1, Sp. 1380* には、*bei des rates hulden* という用例が挙げられ、*bei verlust von des rates huld* と訳されている)。しかし、前出レーン法47・1では、まず(註・4の箇所で) *bi sines ersten herren hulde* の語が用いられた上で(なお、その箇所の邦訳中、「最初の主君の」は「最初の主君へ」と訂正しておきたい)、(註・6の箇所で)「彼等が彼等の(前の)主君に *hulde* を捧げた(こと)」と言っているので、この *bi sines ersten herren hulde* の語が「彼の最初の主君への(=最初の主君に捧げられた)忠誠宣誓にかけて」の意味であることは明らかであろう。(なお、ラント法3・54・2の *bi des rikes hulde* の語も、すぐ前の3・54・1——次註・11に引用——を参照すれば、「*rike* (=国王) へ(=国王に捧げられた)忠誠宣誓にかけて」の意であることは明らかであろう)。ひきつづき次註・11、および、後註・23を参照されたい。
- 11) この箇所の *ek verplege mek* の語を、ヒルシュは *ich sage pflichtmäßig* aus (Hi., S. 168) と、ショットは *ich bezeuge pflichtmäßig* (Sch., S. 318) と訳している。 *sek ver-*

plegen の語 (そのもの) は、(Text, S. 245, u. Ho., II, S. 624 によれば) sich verpflichten (od. verpflichtigen)、あるいは、(M. LEXER, a. a. O. Bd. 3, Sp. 193, Art. verphlegenによれば) sich (verpflichten od.) haftbar machen の意味で用いられる。しかしこの語は、ラント法 3・54・1 (=「裁判権についての)レーン (len an gericht) はなんびとも受領することをえない、彼 (=裁判権レーンの受封者) が参審自由人であって、しかも彼が自由人の法に従い国王に対し忠誠宣誓を行い (hulde do)、(その) 忠誠宣誓にかけて (bi den hulden)、人 (=主に彼が受封した裁判権を行使する裁判所で裁き受けた訴訟当事者) が彼を (証人として) 引き合いに出す時にはいつでも、(証人として) 証言する義務 (=ないし、責任) を負う (sek verplege) のでなければ) においても、また、前出レーン法 40・1 (二人の家臣が同じ所領について「占有」を主張して争い証人による立証を申し出た場合、主君は両者をその所領が所在する村へ赴かせ、そこで「農民や真の隣人たち」に両者のいずれがその所領を「占有」しているかを証言させるが、その際、「この証言を、主君は(自ら) 聴取するか、そこ (=その村) へ(次のような) 彼の家臣、(すなわち) (彼に代り) 彼 (=主君) への忠誠宣誓にかけて (bi sinen hulden)、彼等 (二人) のうちいずれの者が (所領についての) ゲヴェーレ (=占有) を立証したかを、(後日、レーン法廷で証人として) 証言する義務 (ないし、責任) を負うことのできる (sek verplegen mogen) 家臣二人を (彼の使者として) 遣わすべきである」——以上、アンダーラインの箇所は、このたび改訳したものである) においても、その「義務(ないし、責任)」の具体的内容は、「(法廷で証人として) 証言する」ことを指している。上掲・邦訳で「貴下への忠誠宣誓にかけて (の) 義務として次のように証言する」と訳したのは、以上のこと念頭に置いてのことである。後註・24をも参照されたい。

- 12) 「ハインツ」の原語は Henzen (= Heinz)。言うまでもなく、前出レーン法65・15に(同じく「ドイツ語第3版」で) 補足された Henrich (=Heinrich) と同義ないしその愛称形である。
- 13) この件、「ドイツ語第1版」(Ordnung Ia) のテキストでは、also lenrecht is となっていたものが、「ドイツ語第3版」(Ordnung Ic) のテキストで also lenrechtes recht is と (-es と recht が) 補足されたものであるが、それによって (実質的な) 意味が変わったわけではない。
- 14) ここまでの b-b の件は AV 2・22 に対応しており、それと (基本的には) 同じことを述べている。後註・28を参照されたい。
- 15) ここまでの件のうち helpende の語は、前出レーン法 9・2 (註・1までの件) と 55・8 (註・1の箇所) で「(法的に) 効果がある、ないし、有効である」という意味で用いられており、また、前出レーン法 13・3 では helpen の語が同じ意味で用いられている。(これらの語は、後出レーン法 79・1 と 80・2 における helpende の語を含めて、すべて AV に対応条項のない条項に姿を見せ、また本条・この箇所の helpende にも AV 2・23 (註・29までの文) に対応する語がない——つまり、これらの語はすべて「レーン法」ではじめて用いられた(と目される) こと——に注意しておきたい。

しかし、ここでの問題は、(むしろ) *to sine rechte* の語が何を意味するか、ということである。因みにこの件を、ヒルシュは *so daß es ihm zu* (*seiner rechtspflicht* ではなくて) *scinem rechte verhilft* (Hi., S. 168) と、またショットも *so daß er zu seinem Recht komme* (Sch., S. 318) と訳しており、(特に後者の場合は紛れもなく)「彼の権利に(とって)」の意に解している。しかし、本条の場合、主君が各証人の証言によって問責される家臣の不出頭を証明することが主君のいかなる「権利」に役立つか、を問いつめてみると、この理解には釈然としない点が残る。それだけではない。AV 2・23(後註・29まで)の対応箇所は、「(彼=自分が)(法的)義務によって(*ex debito*) そうしなければならないように」となっていて、「レーン法」のこの件も、主君が問責される家臣の不出頭を「法の定め(る手続)」に従って証明するという「(法的)義務」を果たしたか(否か)を問うもの、と解する方が自然ではあるまいか。(さらに上述した *helpende* の語が「レーン法」ではじめて用いられたことを併せて考えると、この件で著者・アイケは、その *helpende* の語を用いて、AV(2・23)の *ex debito* という表現を活かそうとしたのではないか、というように推測することも可能ではないか、と思われる)。

- 16) ここまでの *c-c* の件は、AV 2・23に対応しているが、(特に前註・15までの件を同註で上述したように理解した場合)、それと(基本的には)同じことを述べている(と解される)。後註・30を参照されたい。
- 17) この箇所の *incusatus* の語については、前出レーン法65・5 = AV 2・7、註・8を参照されたい。
- 18) ここまでの件については、前註・2を参照されたい。
- 19) ここまでの文については、前註・4を参照されたい。
- 20) ここまでの AV 2・21・後半については、前註・5を参照されたい。
- 21) この箇所の *placitum* の語を、Text I, Glossar (S. 138) は *Gerichtsverhandlung* と解しているが、ホーマイヤーによれば、この語は *Gerichtsversammlung* の意でも用いられるので(Ho., II2, S. 162)、上掲・邦訳の本文ではこれに従い、「における審理」を補訳にとどめることにした。なお、「レーン法」(前註・7)の対応箇所では *degedinge* の語が用いられているが、これは(ザクセンシュピーゲルではもっぱらラント法上の裁判集会を指す) *dink* (od. *ding*) や *gerichte* の語を意識的に避けたもの、と思われる(この点については、次註・22をも参照されたい)。
- 22) ここまでの件が——対応する「レーン法」、註・8までの件とは異なり——第1の裁判集会についてだけ述べている(=第2・第3のそれについて言及していない)ことについては、前註・8を参照されたい。なおこの箇所では、*iudicere* の語が(もっぱらラント法廷における裁判との関連で用いられる *richten* の語とは異なり)レーン法廷における判決に関して用いられている、ということにも注意しておきたい。
- 23) この箇所の *per votum mei praesentis domini* の件が、「レーン法」(前註・10)の対応

- で *bi juwen hulden* と翻訳されたものである。また(前註・10で言及した)レーン法 47・1の *bi sines ersten herren hulde* の件は、AV 1・111の対応箇所では(単に) *per votum prioris domini* となっている。前註・10を参照されたい。
- 24) この箇所(単に) *affirmo* と言われていたことが、「レーン法」(前註・11の箇所)で *ek verplege (des) mek* という表現に改められたのである。(もう一度)前註・11を参照されたい。
- 25) この箇所の *in primo placita* (これについては、前註・22を参照) *et designato loco (expectavit)* は、「レーン法」(註・12の後)の対応箇所、「この場所へ召喚し、そして彼をそこで(待たせた)」と改められているが、*designatus locus* の語で(AVの)読者が想起するのは、前出 AV 2・2 (=レーン法65・3) (註・23の箇所)の(問責されるべき家臣を主君がそこへ召喚する) *villa vel curia* であろう。したがって、こうした表現上の相違にもかかわらず、これら(両書)の対応箇所の意味が変わらないことは明らかであろう。
- 26) この箇所の *beneficialiter* の語(に限って)は、そのあと *ut debuit* (=「(彼=主君が)そうすべきであったように」)とつづいていること、および、「レーン法」(前註・13まで)の対応箇所が *alse lenrecht is* (前註・13を参照)となっていることを考えると、Text I の Glossar (S. 125) のように、*nach Lehnrecht* と解するのが正しいであろう。(なお、この語については、前出 AV 2・1 (=レーン法65・3)、註・18、および、2・7 (=レーン法65・5)、註・9 (の箇所)をも参照されたい)。
- 27) この d - d の件(原文は *et prosecutus est eum / iustis sententiis* …)に対応する文は、「レーン法」(には見当たらず、そこ)では削除されている。その中の *eum* の語は行末に位置し次行末 (*huius rei testis sum*) の *sum* と韻を踏んでいるから、この d - d の件はもともと(主に)そのために加えられたものにすぎない、と推定することができ、それが削除されても文意が変わることはない。
- 28) ここまでの AV 2・22は「レーン法」(65・18)の b - b の件に対応しているが、前註・8と24~27で指摘した(大小の)相違にもかかわらず、(前註・8で述べように、「レーン法」の d - d の件に組み込まれた) AV 2・26をも含めて考えると、AV と(実質的に)同じことを述べている、と解することができる。
- 29) この *sicut debet ex debito* の件については、前註・13を参照されたい。
- 30) ここまでの AV 2・23は、「レーン法」・c - c の件に対応しているが、それと同旨であることは改めて指摘するまでもあるまい。
- 31) この AV 2・26については、前註・8を参照されたい。なお、この条項は、(それがもともと AV でどのような文脈の中に置かれていたか、を明らかにするために)、次のレーン法65・19の項(の最後)に再掲する。

65・19<sup>1)</sup> a) 証人が、主君への(=主君に捧げられた)忠誠宣誓にかけて (*bi des*

herren hulden)、<sup>2)</sup> 彼 (=自分) は彼 (=自分) が問われている事柄について知っている旨、陳述する(ないし、した)時、あるいは、(証人が)主君への(=主君に捧げられた)忠誠宣誓にかけて(の)義務として、彼 (=自分) はそれ (=自分が問われていること) については知らない旨、証言する(ないし、した)(sek verpleget)<sup>3)</sup> 時は、人 (=主君) はそれ以上 (vorbat) 彼 (=その証人) に(その事柄について) 問うてはならない。<sup>4)・a)・5)</sup> b) 主君は(しかし)、彼 (=主君) が彼 (=主君) の(証人による)立証をなし逃げるまで、彼 (=主君) が望むだけ多くの彼の家臣(を証人として、その事柄について彼等)に問うことができる。<sup>b)・6)</sup>

AV 2・24<sup>1)</sup> a) 誰か(ある家臣)が主君への忠誠宣誓にかけて(per votum domini)<sup>7)</sup> 一度証言する(ないし、した)ならば、(その家臣は主君から)再び(secundo)(証言を)問われる(=求められる)べきでない。<sup>8)・a)・9)</sup> AV 2・25<sup>1)</sup> b) 主君は、彼の(証人による)立証をなし逃げる(ことのできる)まで、彼が望むだけ多くの家臣に(証人として)問う(=証言を求める)ことができる。<sup>b)・10)</sup>

AV 2・26(再掲)<sup>1)</sup> c) 前述した(のと同じ)仕方で、主君は第2の裁判集会(における審理)(placitum)および第3の(それ)を立証するが、(彼=主君は)それぞれの裁判集会について別々の証人をもたなければならない。<sup>c)・11)</sup>

- 1) このレーン法65・19は、AV 2・24と2・25の両条項に対応している。AVでその後につづく2・26は、すぐ前のレーン法65・18に組み込まれているので、すでにその項にも掲げておいたが、それがAVでももとのような文脈の中に置かれていたかを明らかにするために、ここにも再掲することにする。
- 2) この bi des herren hulden の語については、すぐ前のレーン法65・18 (= AV 2・21・後半～2・23、2・26)、註・10で述べたことを参照されたい。
- 3) この (bi des herren hulden) sek verplegen の語については、(前註・2で挙げた)前条への(註・10とともに)、註・11で述べたことを参照されたい。
- 4) 「人 (=主君) は…」以下ここまでの文については、「それ以上」(vorbat = weiter) の語が用いられていることに注意された上で、後註・8と9を参照されたい。
- 5) 以上の「レーン法」・a-aの件はAV 2・24に対応しているが、それについては後註・9を参照されたい。
- 6) ここまでの「レーン法」・b-bの件はAV 2・25に対応しているが、それについては後註・10を参照されたい。
- 7) この per votum domini の語についても、前条への(註・23とともに)註・10、特にそこで挙げた前出 AV 1・111 (=レーン法47・1)の用例、を参照されたい。

- 8) 「(その家臣は主君から)…」以下、ここまでの文については、「再び」(secundo)の語が用いられていることに注意された上で、次註・9を参照されたい。
- 9) 以上のAV2・24を「レーン法」(65・19)のa-aの件と比較してみると、次のような二つの相違がある。一つは、AVでは「誰か(ある家臣)が…一度証言する(ないし、した)ならば」として、その証言の内容は具体的には述べられていないのに対して、「レーン法」では、「証人が…、彼は彼が問われている事柄について知っている旨、陳述する(ないし、した)時、あるいは、…彼はそれについて知らない旨、証言する(ないし、した)時は」と、その証言の内容が(家臣が問われていることを知っている場合と知らない場合に分けて)具体的に述べられていること。もう一つは、その場合、AVでは「(家臣は主君から)再び(secundo)(証言を)問われる(=求められる)べきでない」とされているのに対して、「レーン法」では「人(=主君)はそれ以上(vorbat)彼に(その事柄について)問うてはならない」とされている。つまり「レーン法」では、証人が主君から問われている事柄について知っている、あるいは、知らない旨の証言した場合(具体的には、特に後の場合)、主君は(その証言を翻えさせるべく、たとえばお前はその事柄を実際に目撃したはずではないか、などと)さらに問い質してはならない、という含意が強いのに対して、AVでは、主君は一度証人として証言を求めた家臣に重ねて証人として証言を求めることはできない、という含意が強いように思われる。(こうした受け取り方は、さらに次の事実によっても補強されることになるはずである。すなわち、主君は3度の裁判期日、ないし、裁判集会(における審理)を立証するために「それぞれ別な彼の家臣」を証人として用いなければならない、という規定が、「レーン法」ではすでに前出レーン法65・18(d-dの件)に姿を見せる(ため、読者は、このレーン法65・19のa-aの件では、単にそれを繰り返しているのではなく、それとは別なことを述べている、という前提でこの件を読むことになる)のに対して、AVではこれと同旨の規定はようやく(この条項の二つ後に位置する)AV2・26に姿を見せるので、このAV2・24はそのための伏線にすぎない、と受け取っても決して不自然ではない、という事実がそれである)。後註・11をも参照されたい。
- 10) ここまでのAV2・25が、文言の上でも「レーン法」のb-bの件と(ほぼ)同じでそれと同旨である、ということについては、改めて指摘するまでもあるまい。
- 11) このAV2・26は、前出レーン法65・18(=AV2・21・後半~2・23、2・26)、註・8で述べたように、そのd-dの件に組み込まれた(と目される)ものであり、それ自体としては、そのd-dの件と(基本的に)同旨である、と解される。しかし、それが(AVにおけるよりも)前の条項に組み込まれたことによって、それが置かれている文脈に(前註・9で述べたような)相違が生じていることに注意されたい。(なお、前註・9で指摘した「レーン法」・a-aの件とAV2・24の相違は、著者自身が「レーン法」で——そうした文脈の変化に対応して——AVの論旨に実質的な変更を加えた、という可能性も小さくはないであろう)。

65・20<sup>1)</sup> a) 主君が彼の(召集した)3度の裁判期日(における審理)(sine degeding)<sup>2)</sup>を以上のように(証人により)立証する(ないし、した)時は、彼(=主君)は、問責される(べき)家臣が出頭しなかった(その)ことについての法(=判決)は何か(=そのことについてどう判決すべきか)、<sup>3)</sup>問うべきである。a)<sup>4)</sup> b)そこで人(=判決を問われた家臣)は法に従い(to rechte)、<sup>5)</sup>人(=主君、ないし、そのレーン法廷)は彼(=問責されるべき家臣)から彼が主君から受領している彼の所領を判決をもって剥奪す(verdelen)<sup>6)</sup>べきである、と(いう判決を)発見する(vint)。<sup>7)</sup>そこで主君は、彼(=主君)はそれ(=所領の剥奪)を自分自身でなすべきか、それとも(誰か)ある彼の家臣(がそれをなすべき)か、(判決)を問うべきである。そこで人(=判決を問われた家臣)はく彼(=主君)のためにく法に従い(to rechte)、<sup>5)</sup>それは(誰か)ある彼の家臣がなすべきである、と(いう判決を)発見する。<sup>7)</sup>その者(=ある彼の家臣)は次のように(=次の文言を)述べるべきである。「私の主君のために(minen herren)<sup>8)</sup>法に従って(to rechte)<sup>5)</sup>(判決が)発見された<sup>7)</sup>ように(ないし、通り)、私は何某くコンラートないしハインリヒ)から、彼が私の主君からこれまで受領していた所領を判決をもって剥奪する<sup>6)</sup>」、と。b)<sup>9)</sup>

AV 2・27<sup>1)</sup> a) 主君が以上のように彼の(召集した)3度の裁判集会(における審理)(placita)<sup>10)</sup>を証明した場合、(主君は)問責される者の不在(ないし、不出頭)についての判決を問うべきである。<sup>11)・a)・12)</sup> AV 2・28<sup>1)</sup> b)そこで判決は、問責される者からはレーンが判決をもって剥奪され(abiudicare)<sup>13)</sup>なければならない、と決定すべきである。<sup>14)</sup>そこで主君は、彼(=自分、主君)が(それを)なさなければならないのか、それとも(誰か)他の者(がそれをなさなければならない)か、(判決)を問うべきである。判決は、しかし、これは主君の家人の一人が以下の文言を述べることによってなすべきである、と説示すべきである。(すなわち)、「ここに私は、問責される者(=家臣)から、今まで私の主君から(彼に)授封されていたレーンを判決をもって剥奪する(abiudico)<sup>13)</sup>」(という文言を述べることによって)、と。b)<sup>15)</sup>

1) このレーン法65・20は、AV 2・27と2・28の両条項に対応しており、それと同旨のことを述べている。

- 2) この箇所の *sine degeding* の語については、前出レーン法65・18 (= AV 2・21・後半～2・23、2・26)、註・7と8、および、21を参照されたい。
- 3) この件の原文 (*wat dar rechtes umme si*) は、前出レーン法65・15 (= AV 2・16～2・18)、註・17の箇所に見られたのと同じものである。同註、および、(本条の) 後註・11を参照されたい。
- 4) ここまでの a - a の件は AV 2・27に対応している。後註・12を参照されたい。
- 5) この箇所の *to rechte* の語については、前出レーン法65・18 (= AV 2・21・後半～2・23、2・26)、註・18を参照されたい。
- 6) この箇所の *verdelen* の語は、前出レーン法39・1 (= AV 1・95) (註・3の箇所) のそれと同じく、AV (後註・13の箇所) の *abiudicare* に対応しているが、それについては、前出レーン法38・4 (= AV 1・94)、註・4と8で述べたことを参照されたい。(なお、それが具体的に何を意味するかは、やがて後続のレーン法65・21 (= AV 2・29) と65・22 (= AV 2・30) によって明らかになるはずである)。
- 7) この箇所の *vinden* の語も (*volgen* を含めて) 広義に用いられている、と解される。
- 8) この箇所の *minen herren* の語は、Text (S.91) 下欄の異本、および、Ho., III (S.263) では、いずれも *mineme herren* となっており、後者のようにならなければ意味が通らない (ので、ミス・プリントの可能性が大きい、と考えられる)。
- 9) ここまでの b - b の件は AV 2・28に対応しており、(最後までレーン法廷に出頭しなかった) 家臣から所領を「(判決をもって) 剥奪する」手続について述べている。(次のレーン法65・21= AV 2・29、および、65・22= AV 2・30で扱われる所領の「占取」とは異なり)、この(所領の「剥奪」の)手続は、(所領の所在する現地においてではなく)レーン法廷で行われる、ということに注意しておきたい。
- 10) この箇所の *placita* の語については、前註・2を参照されたい。
- 11) ここまでの件の原文は *quaerat sententiam super incusati absentia* であり、これが「レーン法」(註・4までの件)で「彼 (=主君) は、問責される(べき) 家臣が出頭しなかった(その) ことについての *recht* は何か、問うべきである」、と独訳されたのである。前註・4を参照されたい。
- 12) ここまでの AV 2・27が、前註・11に指摘したような表現上の相違にもかかわらず、「レーン法」・ a - a の件と同旨であることは、改めて指摘するまでもあるまい。
- 13) この箇所の *abiudicare* の語については、前註・6を参照されたい。
- 14) この「判決は…決定すべきである」(*sententia iudicet*) という表現は、前出 AV 2・22 (=レーン法65・18)、註・22(まで)の箇所にも姿を見せたものである。同註を参照されたい。
- 15) ここまでの AV 2・28が(たとえば前註・14で指摘したような表現上の相違が多少は見られるものの)「レーン法」・ b - b の件と同旨であることは明らかであろう。

65・21<sup>1)</sup> a)そこで主君は、彼の家臣から判決をもって剥奪された (*verdelet is*)<sup>2)</sup> 所領について彼 (=自分、主君)は何をなすべきか、(判決を)問うべきである。そこで人 (=判決を問われた家臣)はく彼 (=主君)のために、法に従い (*to rechte*)、<sup>3)</sup> 彼 (=主君)自身が、あるいは (*oder*) (誰か) ある彼の使者が、<sup>4)</sup> 彼の家臣二人が居合わせるところで、それ (=その所領)を (わがものとして) 占取す (*sek underwinden*)<sup>5)</sup> べきであり、また (彼=主君は)、それ (=その所領)を、1年と1日 (*jar unde dach*)、<sup>6)</sup> 利用なしにまた収益なしに (*ane nut unde ane gelt*)<sup>7)</sup> 保持すべきである、と (いう判決を) 発見する。<sup>8)</sup> その場合、もしその家臣がそれ (=所領)を、この年期が経過するまでの間に引き戻さなければ、人 (=主君ないしそのレーン法廷)は彼 (=その家臣) から、その所領についてのすべての権利 (ないし、請求権) (*al ansprake*)<sup>9)</sup> を、判決をもって剥奪する (*verdelen*)<sup>10)</sup> (ことになる)。<sup>a)・11)</sup>

AV 2・29<sup>1)</sup> a)そこで主君は、最後に、彼の家臣二人が (それを) 聞いているところで、使者によって (*per nuncium*)<sup>12)</sup> この所領を (わがものとして) 占取すべきであり (*sibi attrahat*)、<sup>13)</sup> またそれ (=その所領)を、6週と1年の間 (*per sex hebdomadas et annum*)<sup>14)</sup> 収益なしに (*absque redditibus*) 保持すべきである、<sup>15)</sup> (そして) 家臣がそれ (=その所領)を法 (の定め) に従い (*secundum ius*)<sup>16)</sup> 引き戻すのを待ちながら (*expectans*) (ないし、待つべきである)。<sup>17)</sup> その期間内に、もし問責される (べき) 者 (*incusatus*)<sup>18)</sup> がレーンを引き戻さなかったならば、その者からレーンについてのすべての権利 (*omne ius*)<sup>19)</sup> が、前述したような (=前述したのと同じ) 仕方で、判決をもって剥奪されるべきである (*abiudicetur*)。<sup>20)・a)・21)</sup>

- 1) このレーン法65・21は、AV 2・29に対応し、それと基本的には同旨のことを述べているが、後註・7～9、21 (など) で述べるように、後者に (小さいながら) 重要な変更を加えていることに注意されたい。
- 2) この箇所の *vedelen* の語については、とりあえず (すぐ前のレーン法65・19 = AV 2・27、2・28、註・6でも挙げた) 前出レーン法38・4 (= AV 1・94)、註・4と8を参照されたい。
- 3) この箇所の *to rechte* の語については、(同じくすぐ前のレーン法65・19 = AV 2・27、2・28、註・5でも挙げた) 前出レーン法65・18 (= AV 2・21・後半～2・23、2・

- 26)、註・18を参照されたい。
- 4) この箇所の *oder en sin bode* の語は、(不定冠詞 *en* を除いて)、前出レーン法65・9 (= AV 2・11~2・13)、註・4の箇所に見られたのと同じものである。同註、および、(本条の)後註・12を参照されたい。
- 5) *sek underwinden* の語は、これまで(「所領」が目的語である場合)、「(わがものとして)占取する」と訳してきた。これは、前出レーン法57・2、註・3で述べておいたように、「この語は、その法的根柢(ないし、「権原」)の有無にかかわらず、(ある財物ないし所領を)「把握、ないし、占取する(ないし、している)」という行為(ないし、事実)そのものを指して用いられている」、という理解にもとづくものである。しかし、本条の場合、この後ひきつづき、主君がその(彼が「占取した」)所領を、(次註・6の箇所で)「1年と一日」、(後註・7の箇所で)「利用なしにまた収益なしに」保持すべきである、とされているため、主君は(この1年と1日の間)その所領を実質的に「(レーンとして)占有・支配している」と言えるのか、という疑問が生ずることになる。しかし、この疑問については、次註・6および後註・7における考察を経た上で、後註・8で検討することにする。
- 6) この箇所の「1年と1日」の期間は、AV(後註・14の箇所)の「6週と1年の間」に対応しており、両者の間には(約)「6週」の差がある。この差が何を意味するかについては、ひきつづき次註・7および後註・8と9を参照されたい。
- 7) この箇所の *ane nut unde anc gelt* の語について、真先に参照しなければならないのは、前出レーン法14・1 (= AV 1・39、1・40)の次のような規定であろう。「(同じ)一つの所領は、それを(次々と)一人がもう一人から(レーンとして)受領しているというように(して)、幾人かの持主のものでありうる。しかしながら、ゲヴェーレ(*de gewere*)は、一人のものでなければならない。それ(=その所領)を *in nut unde in gelde* (=利用の中と収益の中に)もち、またそれ(=その所領)から *tins* (=賃料ないし小作料)を取得している者、その者が…それ(=その所領)についてゲヴェーレをもつ…。すでに同条への註・4でも述べておいたように、この条項の「それ(=所領)を *in nut unde in gelde* をもつ」というのは、(その所領を「主君」からレーンとして受領した)「家臣」(あるいは、「主君」自身)が(その所領をさらに「(又)授封」することなく)直接「小作人」に「小作地」として貸し出し、そこから「賃料」(ないし、「小作料」)を取得している場合を言う。これと同じ場合のことは、ラント法2・57では「それ(=その所領)を *ledichleke were* (=いわゆる「直接的ゲヴェーレ」)の中にもつ」、と言われており(前出レーン法14・1、註・8を参照)、(AVに対応条項がなく、「レーン法」で補足されたと目される)前出レーン法38・2では、「その所領を *in sinen weren mit der nut* (=利用を伴う彼のゲヴェーレの中)にもつ」、とも言われている。したがって、本条の場合、主君は(家臣から判決をもって剥奪された)所領を——*sek underwinden* (占有する、ないし、した)にもかかわらず(前註・5の箇所を参照)——1年と1日(の間)(前註・6の箇所を参照)、「利用な

しにまた収益なしに」(したがって、レーン法14・1の意味における gewere なしに、あるいは、ledichleke were ないし sine were wit der nut なしに) もつ (ないし、もたなければならぬ)、ということになる。(なお、本条の場合、主君がその所領から「賃料」(ないし、「小作料」)を徴収しないことについては、AV (後註・15)の対応箇所からも確認することができる)。ひきつづき次註・8を参照されたい。

- 8) 以上、前註・6と(特に)7で述べたことによって、本条(その箇所)で「彼(=主君)自身が、あるいは(誰か)ある彼の使者が…それ(=その所領)を sek underwinden すべきである」、と言われているにもかかわらず、主君は、「1年と1日の間」、その所領を直接に(そこから「賃料」ないし「小作料」を徴収するという意味では「占有」(・支配)していないのではないか、という(前註・5で述べた)疑問の由って来たるゆえんは明らかになったはずである。それならば、本条(註・5の箇所)の sek underwinden の語は(具体的には)いかなる事態を指しているのでしょうか。

この sek underwinden の語について、本稿では、すでに(前註・5でも指摘しておいたように)前出レーン法57・2、註・3で(「ラント法」における用例も含めて)私見を述べており、さらに前出レーン法65・8(=AV2・10)、註・3では、同条におけるこの語の用例を手がかりにして、そこ(=レーン法57・2、註・3)で述べた私見を再検討しておいた。本註では、まず、「レーン法」のここ(=本条)までの用例に限って、改めてそれら二つの訳註で述べた私見をまとめた上で、本条におけるこの語の用例についての私見を述べることにする。

sek underwinden の語は、「ドイツ語第1版」(Ordnung Ia)のテキストに限ると、ここまでレーン法7・7、10・4(=AV1・31, in sua accipere)、10・5(=AV1・32, possidere)、14・4、33・1、48・1(=AV1・113, sibi attrahere)、57・2、57・3、65・8(=AV2・10, in sua accipere)の諸条項に姿を見せる。

これらの用例のうち、レーン法7・7では、wardunge を封与されていた家臣は、ある所領が最初に主君にとって ledich になった(=主君の手に戻った)場合、たとえそれが彼(=家臣)に封与されていたものよりも多くても少なくとも、彼に封与されていた(だけの)ものを完全に受領するまで(は)、(wardunge の定め通りに)その所領を sek underwinden しなければならない、とされている。また、レーン法10・4では、同じく wardunge を封与されていた家臣に対して、主君が所領の「(占有)指定」(ないし、「特定・明示」)を拒んだ場合、家臣は彼に(wardunge の形で)封与されていたような所領を(適法に) sek underwinden することができる、とされており、それにつづくレーン法10・5では、(私見によれば、主に以上の10・4のケースを念頭に置いて)家臣がそのように(主君による「指定」ないし「特定・明示」なしに) sek underwinden した所領を、1年と1日(の間)、主君からの(法廷における)正式の異議申立なしに保持していれば、主君はもはやそれを家臣から取り上げることはできない、とされている。さらに、レーン法57・3では、(先行する57・1で、gedinge について、所領を占有(・支配)していた家臣が封相親人なしに死亡した

場合は、所領の「占有権」は直ちに *gedinge* 権者に帰属することを強調したことを承けて——なお、この57・1についてはさらに後述する)、*wardunge* または *gedinge* を封与されていた家臣が(主君よりも先に——後述するレーン法57・2を参照)所領を *sek underwinden* しても、——主君がそのかどで家臣を問責した時に、家臣が直ちに主君に対抗してその所領を(自分が占有・支配すべき所領であるとして、主張・)擁護し、その所領についての彼の権利 (*sin recht*) を立証することができれば——、家臣は主君に対して不法(行為)を働く(ないし、働いた)ことにならない、とされている。これらの用例において *sek underwinden* の語が、いずれも、家臣が(何らかの)法的根拠(ないし、「権原」)にもとづいて所領を(主君から封与されたレーンとして)「占有・支配する」という意味で用いられていることは明らかであろう。問題なのは(あるいは、なにがしか問題があるのは)それ以外の五つの用例である。

そのうちレーン法33・1は、まず、主君が自分の意思(ないし、裁量)にもとづいて家臣に封与した所領について(その帰属をめぐる係争が生じた際に、家臣のためにその所領を)保障する(*weren*)ことができなかった場合、主君は家臣にそれを補償し(=その代償として別な所領を与え)なければならない、と(対応する AV 1・86と同旨のことを)述べた上で、(AVに補足されたと目される件で)、「彼(=家臣)が彼に封与された所領を *sek underwinden* する場合」をその例外(つまり、主君による補償を必要としない場合)の一つに挙げている。この条項においては、所領を *sek underwinden* するのは(上述した4条項の場合と同じく)家臣であり、しかも家臣は主君による封与にもとづいて(つまり、それには法的根拠があると信じて)所領を *sek underwinden* するのだが、この条項で扱われているのは、主君が(その所領の帰属をめぐる係争を生じた際に)家臣のために保障することのできない(つまり、主君がもともと適法に家臣に封与することができなかった)ような所領を封与する場合のことであるから、(同条への註・5で指摘しておいたように)、仮に家臣が一旦その所領を「占有」(・支配)したとしても、(ほんらいその所領を「占有」(・支配)すべき者から訴えられれば)それを貫くことができないのではないか、という疑問が生まれるであろう。しかし、(同条への註・8で述べておいたように)、この条項の末尾(同じく AV に補足されたと目される件)で *rechte klage* のことに関説されていることを手がかりにして、以上の例外は、(ほんらいその所領についての「占有権」をもつ)係争の相手方(たるべき者)が(1年と1日以内に) *rechte klage* を起こさず、その所領についての「占有権」を失った場合のことである、と理解することができる。

次にレーン法57・2は、(上述した)直前の(*gedinge* について、所領を占有(・支配)していた家臣の死亡とともに、所領の「占有権」が *gedinge* 権者に帰属することを強調した)レーン法57・1を承けて、ある所領を占有(・支配)していた家臣が封<sup>レーン</sup>相続人なしに死亡した場合、主君がその所領について(誰か彼の家臣に) *gedinge* を封与したことを思い出さ(ないし、出せ)なければ、主君はその所領を(自ら) *sek underwinden* することができる、としている。ここでは、所領を *sek underwinden* する

のは(以上に扱った5条項とは異なり、家臣ではなく)主君であるが、この条項については次の二つのことに注意しておきたい。①この条項は、(同条への註・6でも述べておいたように)、主君が *gedinge* の封与を想い出さず(ないし、出せず)に所領を *sek underwinden* した際に *gedinge* 権者がとるべき(対抗)措置については何も述べていないが、*gedinge* 権者が(直前のレーン法57・1で述べられているように)彼の法定年期限内に(*gedinge* の封与を目撃した家人二人とともに)主君に対して *gedinge* の封与を想起させることができれば、家臣は(当然)その所領を占有(・支配)することができる、と考えられる。そのことから明らかなように、主君による所領の *sek underwinden* はもともと法的根拠なしに行われるものであるが、それにもかかわらず(それについて) *sek underwinden* の語が用いられている(同条への註・3で、「*sek underwinden* の語が、特に「レーン法」で、そのための法的根拠(ないし、「権原」)の有無にかかわりなく、所領を「占取(し、レーンとして占有・支配)する」行為(ないし、占取している事実)を指す」ということを強調したのは、以上のことを念頭に置いたからである)。②(以下は同条への訳註では述べておらず、ここで補足することがだが、この条項の場合、主君はその所領について *gedinge* を封与したことを想い出さ(ないし、出せ)ないのだから、(当然)その所の所領が自分にとって *ledich* になった(=自分の手に戻った)、と考えるはずであり、したがって、主君はそれを(誰か)別な家臣に封与することもできるはずであるが、それにもかかわらずこの条項は、そのことには触れずに、主君がその所領を *sek underwinden* する場合についてだけ述べている。これは(一つには、同条への註・6の末尾で述べておいたように、次のレーン法57・3で、*gedinge* を封与されていた家臣が「主君よりも先に」その所領を *sek underwinden* することができる、という趣旨のことを述べるための伏線、と見ることでもできるが、もう一つ、主君がその所領を *sek underwinden* すれば、(それを *gedinge* 権者が居合わせていないところで別な家臣に封与する場合とは異なり)、*gedinge* 権者は必ずそれを知(り、対抗措置をと)ることができるからである、と考えることもできるのではないか。

第3にレーン法14・4は、ある家臣が主君に対して、主君から受領した所領について(それが主君から封与されたレーンであることを)否認しその所領(の帰属)について彼の家臣たちの前(=主君のレーン法廷)で争うと、その所領は主君にとって *ledich* になる(=主君の手に戻る)、とした上で、この場合、家臣がその所領を自分の家臣に又授封しており、(上級)主君がその(又家臣に又授封された)所領を *sek underwinden* すれば、その所領を(現に)占有(・支配)している(又)家臣は、判決をもって、彼の主君(=下級主君)に対してその所領を(又家臣の占有・支配すべき所領として主張・)擁護して、(上級)主君の要求(ないし、主張) (*ansprake*) を却けるよう督促すべきである、としている。この場合も、(上記レーン法57・2の場合と同じく)、所領を *sek underwinden* するのは「主君」(=又家臣にとっては「上級主君」)であって、——下級主君は上級主君に対してその所領を後者から受領した

ことを否認しているのだから、上級主君が下級主君の所領を(又授封の有無にかかわらず)直接に占有・支配しようとするにも理由がないわけではないが——、同条では、その所領が(実際には)上級主君から下級主君に封与されたものであることが前提されているだけでなく、下級主君が——上述したように——(又)家臣の督促に応じて7週以内に上級主君に対してその所領を(又家臣の占有・支配すべきレーンとして主張・)擁護しなければ、又家臣は上級主君に対して授封更新を求めるべきである、とされているのだから、この条項の(又家臣に又授封されている)所領について(上級)主君が取得する「権利」はもともと(それを直接にレーンとして占有・支配する権利を含まない、という意味で)「限定」されたものにすぎない、とも言えるのではないか(この点については、ひきつづきレーン法65・8の場合について後述することを参照されたい)。

第4に(その)レーン法65・8では、主君がある家臣に科した罰金を、その家臣が彼から受領している所領において(全額)差押えきることができない場合は、彼はその所領を罰金のために *sek underwinden* することになる、とされている。ここでも所領を *sek underwinden* するのは(家臣ではなく)「主君」であるが、この場合、家臣が主君に対して罰金(はすでに完済されていること)を1年と1日以内に反証しない限り、人は彼の所領は判決をもって剥奪することになる、とされていることが二つの点で注目される。①同条では、主君が(家臣の所領において罰金(相当額の収穫物)を差押えきることができなかった場合)まず家臣の所領を *sek underwinden* した上で、(家臣が1年と1日以内に罰金(の完済)を反証しない限り)家臣から所領(の占有権)を判決をもって剥奪するとしており、その(所領の剥奪と *sek underwinden* の)順序が本条(=レーン法65・21)の場合と反対になっている。②(本条=レーン法65・21では、主君は「1年と1日」家臣の所領を「利用なしにまた収益なしに」*sek underwinden* すべきである、とされているのに対して)、同条では、(同条への註・7で述べたように)、主君がいずれ(=次の収穫期に)(*sek underwinden* した)家臣の所領において罰金に充てるために改めて(収穫物を)差押えることが期待されている(と解される)。これら二つの点は、同条における *sek underwinden* が(ほんらい)罰金徴収の手段としての(一時的)差押えである(ないし、にすぎない)ことによるもの、と理解できるであろう。

最後にレーン法48・1の用例——。この条項は、ある主君が、彼の家臣に知らせないまま後者に封与していた所領を上級主君に返還した場合、家臣が上級主君に所領の授封更新を求めるべき「年期」がいつ始まるか、という問題を扱っているが、そこでは、その(=上級主君に返還された)所領がさらに(上級主君からその)「別な家臣」に封与され、あるいは後者がそれを *sek underwinden* する(ないし、した)場合のことも併せて論じられており、特にそれを論じた同条の後半には(同条への註・8で述べたような)問題があって、正直に言うと、その理解の仕方についていまだに確信をもてない部分が残っている(たとえば、同条の後半は、「あるいは、

かの者、すなわちそれ(=家臣に授封されていた所領)をそこで(=その場で上級主君から)封与された、あるいは(その授封にもとづき)それ(=所領)を(わがものとして)占取る(ないし、した)(sek underwint)者(=別な家臣)がそのこと(=主君が返還した所領を自分が上級主君から封与されあるいは(わがものとして)占取したこと——つまり、家臣は自分にその所領の授封更新を求めるべきこと——以下割愛)を彼(=家臣)に命じ、そしてそのことが(=所領を封与されないし占取した「別な家臣」が新しい主君になったことが、あるいは、「別な家臣」が新しい主君として)彼(=家臣)に(上級)主君の使者によって証明される(ないし、指定された)時に(始まる)」、という理解の仕方もあり)、その方が正しいのではないか、という疑問がそれである。しかし、(特にこのレーン法65・21の用例との関連で)決定的に重要なのは、上述した同条の後半が、AV1・113の対応箇所では次のようになっていた、ということである。「あるいは、上級主君(自身)または(その所領を上級主君から)授封された別な者(=上級主君の別な家臣)が、判決をもって(それまで)他の者(=所領を返還した主君)の(ものであった)所領を(わがものとして)占取し(た時に)(sibi attraxerit)(これについては後註・13を参照)、また(彼等が)農民に対して、この所領に関し(ないし、この所領をもとに)彼(=新しい領主である自分)以外の者には、誰にも賃料(ないし、小作料)を支払うことなく、また誰に対してもいかなる形であれ勤務(ないし、奉仕する)(serviant)ことのないように、命令した(日に始まる)」(アンダーラインの箇所は、本稿(10)、981頁の邦訳を一部改訂したもの)。

「レーン法」(のみならずザクセンシュビーゲル)およびAVの全巻を通じて、家臣(または主君)がある所領をsek underwinden(ないしsibi attrahere)する場合、農民(ないし、小作人)との関係において(具体的に)どのような手続がとられるか、という問題に触れているのは、(対応するレーン法48・1では「改訂」されて、単にsek underwintと言われている)この箇所しかない。仮に「レーン法」で(ある所領を)sek underwinden されると言われる場合、それが所領を(その後)持続的に「占有」(・支配)することだけではなく、こうした農民(ないし、小作人)に対する(領主交替の)「宣告」(ないし、「公示」)をも含む、と理解すれば、以上に本註で(再)検討してきたこの語のすべての用例を矛盾なく理解することができるのではあるまいか。特に、そこで(新しい領主である)家臣(ないし、主君)が農民に宣告すべき文言とされているものが、——「(新しい領主である)自分に賃料(ないし、小作料)を支払い勤務(ないし、奉仕)せよ」というのではなく——「自分以外の者には、誰にも賃料(ないし、小作料)を支払ってはならず、またいかなる形の勤務(ないし、奉仕)をもしてはならない」、という(本条=レーン法65・21とも抵触しない)趣旨のものになっていることに注意されたい。

以上の検討を前提にして、本条の場合を考えてみると、ある家臣が主君から責を問われ3度の裁判期日に召喚され(その都度3度法廷に呼び出され)たにもかかわらずレーン法廷に出頭しなかった場合、主君はその家臣から判決をもって所領

(の「占有権」)を剥奪する(すぐ前のレーン法65・20=AV2・28を参照)。そこで(それによって所領の「占有権」を取得した)主君は、(所領の所在する現地で)農民(ないし、小作人)に対して上述したような宣告をする(この点については、次のレーン法65・22=AV2・30をも参照されたい)、というように理解できる(ないし、すべきな)のではない。しかし、本条の場合、主君は(それ以後)1年と1日の間(は)所領を「利用なしにまた収益なしに」保持しなければならない、とされている。そこで、(当然)次のような二つの疑問が生ずるのであろう。①もし(最後まで)レーン法廷に出頭せずに所領(の「占有権」)を剥奪された家臣が、それにもかかわらず所領(ないし、小作人)から「賃料」(ないし、小作料)を徴収しつづけた場合はどうなるのか。この場合、家臣は主君による召喚に応じてレーン法廷に出頭することを最後まで拒んだだけでなく、自分にはもはや(その「占有権」が)属していない所領から「不法に」賃料(=小作料)を取り立てたのだから、主君はそれに対して何らかの(たとえば、少なくともその時点で直ちに家臣から所領について「すべての権利」を判決をもって剥奪することなどの)対抗措置を講じ(ないし、講ずることができ)なければならない(はず)、と考えられるが、著者はそうした場合のこと(=主君のとるべき対抗措置)にはまったく触れていない。(さらに、この場合、主君がその家臣を所領の「不法な占取」のかどで問責すべく改めてレーン法廷に召喚しても、家臣がそれに応じて素直にレーン法廷に出頭するとはず考えられないであろうし、主君が「忠誠義務違反」のかどで家臣に対して主従関係(そのもの)を解約し、それでも家臣が主君に所領を返還しない場合には実力に訴えて所領を奪還しようとするかも知れない。しかし、後出レーン法76・3~76・8に見られる「主従関係の解約」に関する規定は、(たとえば、主君が一方的に主従関係を解約すれば主君はその所領を失ったことになる、というように)必ずしもそうした場合の主君の立場に配慮したものになってはいない。②上述の私見を前提にすれば、主君が家臣の(=それまで家臣に封与され家臣が「占有」(・支配)していた)所領を *sek underwinden* するというのは、まず農民(=その所領の小作人)に対して、「自今、自分(=主君)以外の者には、誰にも賃料(ないし、小作料)を支払ってはならず、またいかなる形の勤務(ないし、奉仕)をもしてはならない」、という趣旨の命令を下すことである。しかし、主君は(本条の場合)、この所領を *sek underwinden* することによって、それについての「占有権」は取得するものの、「1年と1日」の間は、(そこから)の *nut* と *gelt* を手にすることはできない。農民(=小作人)は、(私見によれば)「1年と1日」の間には必ず「賃料」(=小作料)を支払うべき期日を迎えるはずであり、所領(の占有権)を剥奪された家臣も(判決に従い)それを徴収しないとすれば、この(=その年次に農民(=小作人)が領主に納めるべき) *nut* と *gelt* はどうなるのであろうか(つまり、農民(=小作人)はそれを支払わなくてすむのか)。こうした疑問について、本条(だけでなく、「レーン法」全巻)は黙して語らない。なぜであろうか、あるいは、これらの問題についての沈黙は何を意味するのであろうか。

以上に略述した疑問(特にそのうちの②については、もちろん、家臣が「1年と1日」以内に所領を引き戻せばその後、あるいは、(家臣がそのことをなせずに)主君が家臣から所領についての「すべての権利」を剥奪すればその後(後註・10を参照)、家臣または主君が農民から賃料(=小作料)を徴収することも可能ではあるが、それ)を解く鍵は、AV(後註・17まで)の対応箇所がもともと「家臣がそれ(=その所領)を引き戻すのを待ちながら(*expectans*)」となっていたことにある、と考えられる。この *expectans* の語は、(それ自体にも「期待しながら」という含意があるが)、AVにおいても(判決にもとづいて)家臣の所領を(わがものとして)占取した主君は(後註・13までの件)、6年と1日の間、その所領を「収益なしに」保持すべきである(後註・15までの件)、とされていることを考えると、(ますます)家臣がそれまでの間に所領を引き戻してレーン法廷で裁き(=主君による問責)に服することを「期待しながら」という含意が強い、と解されるからである。つまり、著者(アイケ)が上述したような疑問に触れていないのは、AV(2・29)や(それをもとにした)本条(=レーン法65・21)における所領の「占取」(*sek underwinden*)の狙い(ないし、目的)が、もともと(家臣から所領を取り上げることにではなく)家臣に主君による問責に服するのを強制することにあり、著者は、こうした準則を設ければ、家臣が(一般には)所領を引き戻して主君による問責に服さざるをえなくなる、と「期待」していたからではないか、という推定に導かれることになる。なおこうした推定は、本条(レーン法65・21=AV2・29)にひきつづき、*sek underwinden*(ないし、*sibi attrahere*)の実施について補足した次のレーン法65・22=AV2・30を承けて、「レーン法」とAVがいずれも(レーン法65・1=AV2・31から)ひきつづき(所領の「占有権」)を剥奪され、所領を主君に「占取」された家臣が所領を「引き戻す」(そして、レーン法廷における裁きに服す)ための手続の記述に移っている、ということによって(も)裏づけられるはずである。(因みに、「ラント法」に見られる「地方的追放」(*vervesten, vestinge*)と「ライヒのアハト」(*des rikes achte*)も——「刑罰」ではなく——犯罪について訴えられた者を法廷に出頭させ(て裁判にかけ)るための強制手段であった、と考えられることは、石川「アイゲン」、32~33頁、および、註・204で述べておいた)。なお以上については、後註・(10、15~17のほかに)21で述べることも参照されたい。

- 9) この箇所の *al ansprake* の語は、AV(後註・19の箇所)の *omne ius* に対応しており、その語を含む「レーン法」(註・11まで)の最後の一文も、AV(2・29、註・20まで)の最後の一文と同じことを述べている。しかし、「レーン法」では、すぐ前(註・6)のところで、主君が家臣の所領を「占取」し、それを「利用なしにまた収益なしに」保持すべき期間が「1年と1日」とされているので、(この件で)主君が家臣から所領についての *al ansprake* を判決をもって剥奪するのは、家臣から所領(の「占有権」)を判決をもって剥奪し所領を「占取」してから「1年と1日」家臣が所領を引き戻さなかった時のことになるが、AVでは(同じく)すぐ前(註・15まで)

の件で、主君が「占取」した所領を「収益なしに」保持すべき期間は「6週と1年の間」とされており、さらに(註・17までの件で)主君は(その間)法に従い家臣が所領を引き戻さずのを待たなければならない、とされているので、主君が家臣から所領についての *omne ius* を判決をもって剥奪するのは、家臣の所領を判決をもって「占取」してから「6週と1年」経過してからということになり、その点について両者の間に「6週」(厳密に言えば、「6週マイナス1日——以下においては省略)の差がある、ということを見逃してはならない。しかし、この「6週」の差の問題については、すでに(家臣による所領の授封請求と引き戻しのための「年期」の問題を扱った)前出レーン法42・1 = AV 1・104 ~ 1・107・a、註・2、8、10において私見を述べておいたのでそれを参照していただくことにし、ここでは以下のことを補足しておくことにする(ただし、同条に関する私見については、後註・21をも参照されたい)。

*al ansprake* の語は、ここまでのところでは、上述したレーン法42・1(註・6の箇所)のほか、(その直後に位置する)42・2(註・3の箇所)と59・2(註・6の箇所)にも姿を見せる。これら3条項のうちレーン法42・2と59・2は、AVには対応条項がなく「レーン法」で補足された(と目される)ものであるが、上述したレーン法42・1の *al ansprake* の語も、(本条の場合と同じく)AV 1・106・a(註・6の箇所)の *omne ius* に対応している。*al ansprake* の語は、さらに後出レーン法66・3 (= AV 2・33)と72・4 (= AV 3・8)でも用いられており、そのうち前者では(本条の場合と同じく)AV (2・33)の *omne ius* の語に対応しているが、後者ではAV (3・8)にそれに対応する語は見当たらない。しかし、レーン法72・4は、主君(=城主)が城臣からその城塞レーンを判決をもって剥奪する(ないし、した)場合、城臣はそれを「6週以内」に引き戻さなければならない、「(6週と1年以内)ではないことに注意。これは「城臣」の「城主」に対する立場ないし「権利」が、(一般の家臣(=封臣)の主君(=封主)に対するそれよりも弱いことを示唆している)、さもないければ、「人(=城主またはその城塞法廷)は彼(=城臣)からそれ(=城塞レーン)についての *al ansprake* を判決をもって剥奪する」としているのに対して、そのもとになったAV 3・8は、同じ場合について、「それ(=6週)以後、(城臣が)彼(=自分)から判決をもって剥奪された(城塞)レーンを *excusare* する(=年期を懈怠したことについて釈明し城塞レーンを引き戻す)ことは許されない」、とされている(ないし、されていた)。本条(レーン法65・21 = AV 2・29)の場合、前註・8で述べておいたように、すでに家臣からは所領(の「占有権」)が剥奪され、主君は(自分の手に戻った「占有権」にもとづき、そこから *nut* と *gelt* を取得することは控えながらも)その所領を(わがものとして)「占取」した上で、「1年と1日」家臣による所領の引き戻しを待っているのであるから、その所領について家臣に残されている「権利」は——*al ansprake* ないし *omne ius* と言っても(実質的には)——所領を(年期内に)引き戻す「権利」にすぎない、ということは(容易に)推定することができ

るが、こうした推定は、レーン法72・4における al ansprake の用例を(そのもとになった) AV 3・8と比較することによって、さらに裏づけることができるのである。

(なお、(AV に対応条項のない) 前出レーン法14・2では、家臣がその所領を主君の前で他の主君から受領したと主張すれば、彼はその所領について「いかなる権利をも」(nen recht) もたない、と言う。また、前出レーン法17= AV 1・43は、主君がある家臣に封与されていた所領をその家臣が居合わせるところで別な家臣に封与した場合には、その家臣が(正式に)異議を申し立てなければ、彼はその所領について「いかなる権利をも」(nen recht = nil iuris) もたない、と言う。また、前出レーン法24・2 = AV 1・52は、家臣が(所領の「相続」ないし「授封更新請求」を求める際に)封与されるべき所領を直ちに(具体的に)申告できない場合、14夜の猶予期間が与えられるが、家臣が(その)14夜後に申し立てなかったものについては、もはや「いかなる権利をも」(nicht mer recht = nil iuris) もたない、と言う。以上に本条(レーン法65・21= AV 2・29)の al ansprake = omne ius の語について述べたことから、これらの条項における recht = ius の語も、所領についての(「実体的権利」ではなく) (少なくとも、主に)「請求権、それも特に「所領の引き戻しを求める権利」を指す、と解することができる)。

- 10) verdelen の語については前註・2を参照されたいが、この箇所のそれは AV (後註・20の箇所)の abiudicare に対応している。
- 11) 以上のレーン法65・21と(それに対応する) AV 2・29の異同——特に(前註・6と9で述べた)「1年と1日」と「6週と1年」の問題——については、次註・12以下において後者に検討を加えた上で後註・21でも補足するので、同註をも参照されたい。
- 12) ここでは、「(主君が)使者によって(この所領を(わがものとして)占取すべきである)」、とされているが、この点については前註・4を参照されたい。
- 13) この箇所では、sibi attrahere の語が「レーン法」(註・8の箇所)の sek underwinden に対応して用いられているが、それについては、前註・8を参照されたい。

なお、「レーン法」の sek underwinden に AV の sibi attrahere の語が対応しているのは、本条(レーン法65・21= AV 2・29)のほかに、(前註・8で詳述した)前出レーン法48・1 = AV 1・113、(本条の直後につづく)レーン法65・22= AV 2・30(の2箇所)であるが、逆に AV の sibi attrahere の語は「レーン法」で常に sek underwinden と(独)訳されているとは限らない。(具体的には)前出 AV 1・44の sibi attrahere の語——本稿(4)、717頁(2行目)の邦訳では「(父のレーンを)取得し」(Text I, Glossar, S. 125では sich erwerben)とあるところ——は、(対応する)レーン法20・1では beerven (本稿(4)、718頁の邦訳(上から2行目)では「(彼の父のレーンを)相続し」とあるところ)と(独)訳されている(し、これは生まれたばかりの幼児の「権利」に関する記述であるから、「レーン法」の文の法がより厳密で紛れがない)。

さらに、「レーン法」の sek underwinden のもとになった(と考えられる) AV の語

は、この *sibi attrahere* には限らない。(前註・8で指摘しておいたように)、前出レーン法10・4と65・8の *sek underwinden* のも<sup>と</sup>になったのは、AV 1・31と2・10の *in sua accipere* の語である(と考えられる)が、後出レーン法68・4のそれのも<sup>と</sup>になったのはAV 1・49の *iniuriari* の語であり、前出レーン法10・5の *sek underwinden* のも<sup>と</sup>になったのはAV 1・32の *possidere* の語である(と考えられるし、その *possidere* の語がこれ以外の箇所において *sek underwinden* と(独)訳されている例はない——具体的には、AV 1・27のそれはレーン法10・1で *in weren hebben*, AV 1・40のそれはレーン法14・1で *besitten*, AV 1・103のそれはレーン法13・1で *an sinen weren hebben* となっている——)。さらに、(これも前註・8で述べておいたように)、レーン法7・7、14・4、33・1、57・2、57・3の *sek underwinden* の語が、(AVに対応する条項や文のない、つまり)「レーン法」で補足ないし改訂された(と目される)箇所に姿を見せることを考え合わせると、*sek underwinden* の語は、「(ラント法)における省察を経て」「レーン法」で(一つの)「術語」として用いられるにいたったもの、と考えなければならぬであろう。

- 14) この箇所の「6週と1年の間」と「レーン法」(前註・6の箇所)の「1年と1日」の間に見られる「6週」の差については、前註・6と9、および、後註・21を参照されたい。
- 15) この箇所 (*absque redditibus*) の *redditi* の語は、Text I, Glossar (S. 140) によれば *Einkünfte* の意味であり、「レーン法」(前註・7の箇所)の (*ane*) *nut unde* (*ane*) *gelt* に対応しているが、(前註・7で述べた)レーン法14・1の (*swe dat*) *in nut unde in gelde* (*hevet*) の語は、AV 1・40の (*si quis*) *agri censum* (*accipit*) に対応していたことを想起されたい。
- 16) この箇所の *secundum ius* に対応する語は「レーン法」(65・21)には見当たらないが、この語は行末にあって前行末の *redditibus* (前註・15を参照)と韻を踏んでいるから、AVではもともと韻を踏むために加えられたものにすぎ(ず、それがなくても文意は変わらない、と推量される。
- 17) (前註・15のあと)ここまでの文については、前註・8で述べたことを参照されたい。
- 18) *incusatus* の語については、前出レーン法65・1 = AV 1・133(前半)、註・で *incusatio* の語について述べたことを参照されたい。
- 19) この箇所の *omne ius* の語は「レーン法」(前註・9の箇所)の *al ansprake* に対応しているが、それについては前註・9で述べたことを参照されたい。
- 20) この箇所の *abiudicare* の語は「レーン法」(前註・10の箇所)の *verdelen* に対応しているが、それについては前註・2を参照されたい。
- 21) 以上の検討によって、レーン法65・21とAV 2・29は、若干の(表現上の)相違(たとえば、「レーン法」では家臣の所領について「彼の家臣から判決をもって剥奪された」の語と主君が判決を問う手続が補足され、逆に(前註・8で述べたように)AV(註・17ま

での「家臣がそれ(=所領)を引き戻すのを待ちながら」の文が削除されるなどはあるものの、(前註・6と9、および、14で指摘した)「1年と1日」と「6週と1年」の相違を除けば、(基本的には)同じことを述べている、と解することができる。しかし、この「1年と1日」と「6週と1年」の相違は、(前註・9で指摘しておいたように)、主君が(レーン法廷に召喚されたにもかかわらず最後まで出頭しなかった)家臣からいつ所領についての「すべての権利」を(判決をもって)剥奪することができる(家臣がもはや所領を引き戻すことができなくなる)のか、という問題にかかわるので、それを単に(あるいは、突っこんだ検討を抜きにして)「表現上の相違」と片づけるわけにはいかない。

この問題については、すでに前出レーン法13・1=AV1・103、註・3、14・4(AVに対応条項なし)、註・4、59・2(AVに対応条項なし)、註・4などで私見を述べておいたが、私は目下この「ザクセンシュピーゲル・レーン法邦訳」の傍ら、「ザクセンシュピーゲルにおける6週の期間」(仮題)についての論文を準備し、そこで(AVおよび「ラント法」を含めて)ザクセンシュピーゲル(全巻)に見られる「6週」の期間について検討した上で、この問題について最終的な結論を得たい、と考えている。したがってここでは、とりあえず、(いわばその「中間報告」をも兼ねて)上記の諸条項の訳註で述べた私見に以下のことを補足するにとどめたい。

まず、AVで「6週と1年」の期間が姿を見せるのは、前出1・21、1・32、1・42、1・45、1・59、1・61、1・64(「6週と13年」=「6週と1年」プラス「12年」)、1・89、1・90、1・95、2・10、(この)2・29の諸条項であるが、「レーン法」の対応条項では、それが(上述の順に)「彼の法定年期」(57・1)、「1年と1日」(10・5)、「6週と1年」(16)、「1年と1日」(22・1)、「1年と1年」(25・2)、「6週と1年」(25・3・後段)、「13年と6週」(=「12年」プラス「1年と6週」)(26・1)、「彼等の年期」(35・1)、「彼等の年期」(35・2)、「(彼の)年期」(39・1)、「1年と1日」(65・8)、「1年と1日」(この65・21)、となっている。つまり、「レーン法」では、AVで「6週と1年」とされていたものが、<sup>㉑</sup>そのまま維持されている(16、25・3(後段)、26・1—なおこのほかに、AV1・103で「7週と1年」とあったものが、レーン法13・1では「6週と1年」に改められている)か、<sup>㉒</sup>「1年と1日」に改められている(10・5、22・1、25・2、65・8、65・21)か、あるいは、<sup>㉓</sup>「(法定)年期」という抽象的表現)に改められている(35・1、35・2、39・1、57・1)かのいずれかである、ということになる。

これらの「レーン法」における用例のうち、特に注目されるのは<sup>㉒</sup>の「1年と1日」に改められたケースである。(この「1年と1日」という期間は、上述したようにAVには見られず、「ラント法」——たとえば *rechte were* 概念を「定義」した2・44・1など——にはじめて姿を見せるものであるが、ここではそのことを指摘するだけにとどめ、「ラント法」における用例には立ち入らない)。それらのケースのうち、レーン

法10・5は、(wardungeを封与されていて)主君による所領の(占有)指定(ないし、特定・明示)を拒まれた家臣がその間(主君による正式の異議申立なしに)所領を占有(・支配)していれば、それ以後主君が家臣からその所領を取り上げることができなくなる期間、25・2は、又家臣が上級主君に所領の授封更新を求めた場合、上級主君がその間に又家臣に(誰か自分の家臣の中から)新しい主君を指定しなければ、それ以後上級主君が又家臣に(自分以外の)新しい主君を指定することができ(ず、自ら直接にその家臣に所領を授封しなければなら)なくなる期間が(AVの「6週と1年」から)「1年と1日」に改められたものであり、いずれも(上級)主君がある(法的)行為をなすべき期限にかかわることが注目される。それに対して、レーン法22・1は、(直接には)(死亡した家臣の)息が主君に対して(亡父のものであった)所領の授封を求めるべき期間を(AVの「6週と1年」から)「1年と1日」に改めたものであるが、これも、家臣がある(法的)行為をなすべき期限にかかわっている。また、レーン法65・8と(この)65・21は、(レーン法廷への不出頭のかどで)所領(の占有権)を(判決をもって)剥奪された家臣がその所領を「引き戻す」べき期間を「1年と1日」に改めたものであり、これも、(22・1と同じく)家臣がある(法的)行為をなすべき期限にかかわっている。(なお、以上⑥に属する5条項の用例のうち、レーン法10・5と25・2は、「1年と1日」の経過後に主君のとるべき(ないし、とりえない)措置が明示的に述べられているので、主君にとっては(ある法的行為をなすべき「期限」が実質的にもAVよりも「短縮」されている、と解される)。

そこで(以上の点に注意して)、「レーン法」で「家臣の年期」が問題になる③の用例について検討してみると——。レーン法35・1は、父の存命中に子たちに父の所領を共同で封与されたにもかかわらず、(実際には)最後まで父だけがその所領を占有(・支配)していた場合、子たちが父の死後主君にその所領の承認を求めるべき「期限」が(AVの「6週と1年から」)「彼等の年期」に改められており、(それにつづく)35・2では、(前条と同じケース、ただし)子たちがその所領について父と共同でまた同じ(=均等な)ゲヴェーレ(=占有権)を封与されていた場合(に主君が父の死後子たちにその所領の承認を拒んだ場合)は、子たちが主君に対してその所領(が自分たちに封与された所領であること)を(証人により)立証すべき「期限」が(同じように)「彼等の年期」に改められている。また39・1は、家臣から彼の所領がレーン法廷の判決をもって剥奪された場合(これは、もちろん、レーン法65・20～(この)65・21のケースをも含む場合であるが、このケースについてはやがて⑥に属する用例に関連して改めて論ずる)、あるいは、家臣が主君に所領を返還した場合について、家臣は(所領についての)ゲヴェーレ(=占有権)を欠く、とした上で、そのうちの後(=所領の返還)の場合について、ただし「彼の年期」内は、家臣は主君に対して所領の返還を否認(つまり、事実上)撤回することができる、としており、この条項の「彼の年期」も、家臣がある(法的)行為(=所領の引き戻し)をなすべき「期限」を指している、と解される。最後に(前註・8でも触れた)

57・1は、gedinge に関して、それまで所領を占有（支配）していた家臣が死亡した場合、所領のゲヴェーレ（＝占有権）がgedinge 権者に直ちに帰属することを強調した上で、主君がgedinge の封与を認めない場合について、家臣が「彼の適法（ないし、法定の）年期」内に主君にそれを想起させる手続をとることをその（あるいは、家臣が所領を——主君の承認なしに——占取する）ための要件としている。この「彼の適法（ないし、法定の）年期」も、家臣がある（法的）行為（＝所領の占取）をなすべき「期限」を指していることは言うまでもあるまい。

これら㉔に属する用例は、以上のようにいずれも家臣がある（法的）行為をなすべき「期限」にかかわるので、㉕に属する用例について述べた上記・私見にもとづき、それは——「レーン法」で改められた著者の見解によれば——具体的には「1年と1日」ということになる、と想定してみることにしよう。そうすると、㉔に属する用例のうち特にレーン法39・1のそれが、次の点できわめて興味深いものとなる。この条項は（上述したように）家臣が主君に所領を返還した場合、家臣は主君に対して「彼の（所領を引き戻すべき）年期」内は所領の返還を否認（ないし、撤回）することができる、としている。それに対して、（上記用例中㉔に属する）レーン法16は、ある主君が家臣に封与していた所領を（一旦）上級主君に返還（または、売却）し、それを（上級主君から）再び受領した場合について、家臣はその所領を主君から改めて受領するに及ばない、とした上で、「彼（＝主君）が6週と1年（の間）それ（＝その所領）についてゲヴェーレ（＝占有権）を欠いている（ないし、いた）」場合を例外としている。これは（主君と上級主君の間については）上記・レーン法39・1で扱われていたのと同じケースであり、著者（アイケ）がこのレーン法16においてはAV（1・42）の「6週と1年」という期間をそのまま維持していることになる。上述した私見は間違っているのであろうか。私はそうは考えない。

このレーン法16についてわれわれが注意しなければならないのは、そこでは「6週と1年」の期間が、主君が上級主君に対して所領の返還を（撤回してそれを）引き戻すための「期限」ではなくて、（主君が上級主君から所領を再び受領した場合に）家臣が改めて主君から所領を受領すべき期間の「始期」になっている、ということである。そこで、特に以上の点に焦点をしばって、上記・㉔の用例に属するレーン法25・3（後段）について検討してみると——この条項は、「（家臣には）国王から（数えて、その）下にあるシルトの数と同じ数だけ、彼の所領の授封更新を求めるべき年期がある」とした上で、「それらの各々について6週と1年」、と明言している。しかし、この直前に位置するレーン法25・3（前段）（＝AV1・60）は、「息をもつ主君が死亡する（ないし、した）場合、家臣は、彼の幼少の主君の（＝幼少の主君が上級主君に所領の授封を希求すべき——アンダーラインの箇所は、本稿（5）、1007頁の邦訳を改めたものである）年期内は、上級主君に対して所領（の授封更新）を希求すべきではない」、としている。この条項の「彼の幼少の主君の」

年期)も、家臣にとっては彼が上級主君に対して所領の授封更新を求めるべき(ないし、求めることのできる)期間の「始期」になっている。

さらに、(対応する AV 1・104～1・107・a に——「根本的な」と言えるほど——大きな改訂を施した) 前出レーン法42・1は、「主君が家臣を、彼(=家臣)は彼の(=その主君から家臣の亡父に封与されていた、あるいは、前の主君からその家臣(本人)に封与されていた)所領(の授封、あるいは、授封更新)を希求すべき、または、(家臣が主君に返還した、あるいは、家臣から判決をもって剥奪された所領を)引き戻すべき年期を懈怠したとしてその責を問う(=家臣に対して年期の懈怠を非難し、そのことを理由に所領の授封ないし引き戻しを拒む)場合、家臣はそれについて雪冤宣誓を行う(=宣誓を行って主君の非難を却ける)ことができる」、としている(アンダーラインの箇所は、本稿(8)、216頁の邦訳を改訂したもの——以下同様)。同条は、ひきつづき、「主君がその場合、彼(=家臣)から(彼=家臣が所領を希求しあるいは引き戻すべき)年期(経過)後に彼(=主君)の家臣たちの前で(=主君のレーン法廷で)その所領についてのすべての権利(ないし、請求権)(al ansprake)が判決をもって剥奪されたこと(前註・9を参照)を証人により立証しえない限り」、と言う。同条では、家臣が所領(の授封)を「希求する」ための「年期」だけでなく、所領を「引き戻す」ためのそれも併せて問題になっており、しかもその「年期(経過)後に」家臣から所領についての「すべての権利」が(判決をもって)剥奪されていなければ、主君は家臣の雪冤宣誓を却けて、(最終的に)家臣からその所領を取り上げることはできない、とされている。それを本条(=レーン法65・21)と照らし合わせて考えると、同条における家臣の「年期」は(具体的には)「1年と1日」であり、さらに(上述した)レーン法16と25・3(後段)の「6週と1年」の「年期」は主君が所領についての al ansprake を失うまでの期間、と解することができるのではないか。(したがって、本条=レーン法65・21において、家臣から所領についての al ansprake が剥奪されるのも、家臣が「1年と一日」(つまり、所領を引き戻すべき「年期」)の間に所領を引き戻さなかった場合、その後「6週」を経て、ということになるのではないか)。

(なお、上述したレーン法42・1の邦訳の「改訂」は、主に本稿(8)では同条の sculdeget の語を(レーン法65・1以下の諸条項で詳述されているような手続で)「問責する」の意味に解していたものを、上述のように(単に)「責を問う(=家臣に対して年期の懈怠を非難し、そのことを理由に所領の授封ないし引き戻しを拒む)」、と解さなければならぬことに気づいたことに伴うものである。同条は——上述したように——レーン法65・20～(この)65・21のケースのように、家臣が主君からレーン法廷に召喚されたにもかかわらず出頭せずに所領を(判決をもって)剥奪された場合をも含んでいるが、それ以外にも、息による(亡父の)所領の「相続」、(主君交替の際の)「授封更新請求」をも扱っており、これらの場合、および、(自発的に)所領を主君に返還した家臣による所領の返還の場合には、家臣の「年期」(ないし、1年と1日の期間)が経過しても、主君

は家臣をレーン法廷に召喚して「問責手続」に入る必要がなく、それから「6週」後にレーン法廷で家臣の所領についての *al ansprake* を(判決をもって) 奪奪することができる、と考えられるからである。なお、前出レーン法42・1の註・1、3、8、および、42・2には以上の(=42・1の *sculdeget* の語を「問責する」と解した) ことにかかわる(誤った) 記述があり、それももちろん「改訂」を必要とするが、ここではそのことだけを指摘して、具体的な修正(点)については省略させていただくことにする。

また、「6週と1年」の期間は、以上に検討した以外にも、㊸の用例に属するレーン法13・1と26・1に見られる。この両条項の「6週と1年」の期間も、上述したように解釈することは可能と思われるし、そのうち26・1は幼少の家臣が「成熟期」(=満12歳)に達してから(亡父の遺した) 所領(の授封)を希求すべき期間について述べたものであり、また13・1は家臣が「相続」および「授封更新請求」によって所領を授封された場合を含んでいるので、いずれも、たった今述べたように、仮に家臣が「1年と1日」の「年期」を懈怠しても、主君が(その時点で) 家臣を(レーン法廷に召喚して) 問責する必要のないケースである(ないし、そうしたケースを含んでいる)。しかし、私には今のところこの両条項について、(レーン法16や25・3・後段について述べたような) 決定的論拠を挙げることができただけでなく、特にレーン法13・1の「6週と1年」については、AVの「7週と1年」をそのように改めていること、および、「ラント法」における *rechte (ge)were* 概念の「定義」との関連もあるので、ここではさらに立ち入って検討することを断念せざるをえなかった)。